

官報

号
国会会議録

令和七年四月九日

○第二百十七回 参議院会議録第十一号

令和七年四月九日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十二号

令和七年四月九日

午前十時開議

第一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 道路法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(関口昌一君) これより会議を開きます。

日程第一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長和田政宗君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

令和七年四月九日 参議院会議録第十一号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案

(和田政宗君登壇、拍手)

○和田政宗君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における悪質ホストクラブ問題を始めとする風俗営業等をめぐる情勢に鑑み、接待飲食営業に係る遵守事項等を追加するとともに、風俗営業の許可に係る不許可事由を追加する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、ホストによる売掛金の悪質な取立て等の防止策、売春等のあっせんへの対応、ホストクラブの営業者等に対する規制の強化策、被害者への支援の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十三

賛成

二百三十三

反対

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(関口昌一君) 日程第二 道路法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長小西洋之君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(小西洋之君登壇、拍手)

○小西洋之君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、自然災害の頻発や道路の老朽化などにより、安全かつ円滑な道路交通の確保の重要性が増大していることに鑑み、災害時における道路の円滑かつ迅速な啓開のための道路啓開計画の策定、自動車駐車場に設けられる災害応急対策に資する施設に係る占用許可基準の緩和、連携協力道路の管理の特例の創設などの措置を講ずること

もに、道路の脱炭素化を推進するため、道路管理者による道路脱炭素化推進計画の策定などの措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、道路啓開計画の実効性確保に向けた対策の必要性、道の駅が備える防災機能の強化に向けた取組、道路の脱炭素化に向けた政府の施策などについて質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十二

賛成

二百三十一

反対

一

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(関口昌一君) 日程第三 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。外交防衛委員長滝沢求君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔滝沢求君登壇、拍手〕

○滝沢求君 ただいま議題となりました法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国際協力機構の業務に関し、開発途上地域の法人等に対する有償資金協力について、その手法を拡充し、また、持続可能性の向上に資する計画に係る業務を追加するとともに、無償資金協力の手法を拡充するほか、支払前資金について計画が中断した場合の国庫納付の仕組みを設ける等の措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、法改正の意義、信用保証等におけるリスク管理の在り方、支払前資金の執行状況等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の山添委員より反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十三

賛成 二百二十

反対 十三

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時十分散会

出席者は左のとおり。

議長 関口 昌一君
副議長 長浜 博行君

議員
伊藤 岳君 吉良よし子君
松野 明美君 仁比 聡平君
中条きよし君 大門実紀史君
柳ヶ瀬裕文君 岩渕 友君
山添 拓君 串田 誠一君
紙 智子君 井上 哲士君
倉林 明子君 高木かおり君
山下 芳生君 小池 晃君
石井 苗子君 山口 和之君
猪瀬 直樹君 柴田 巧君
金子 道仁君 竹内 真二君

青島 健太君	高橋 次郎君	佐藤 信秋君	長谷川 岳君
窪田 哲也君	梅村みづほ君	高橋 克法君	古賀友一郎君
安江 伸夫君	高橋 光男君	山谷えり子君	野上浩太郎君
嘉田由紀子君	下野 六太君	尾辻 秀久君	三原じゅん子君
塩田 博昭君	藤巻 健史君	神谷 宗幣君	寺田 静君
三浦 信祐君	宮崎 勝君	大島九州男君	山本 太郎君
佐々木さやか君	片山 大介君	宮口 治子君	山本 泰正君
河野 義博君	杉 久武君	鈴木 宗男君	大野 昌史君
矢倉 克夫君	石井 章君	ながえ孝子君	田中 啓介君
平木 大作君	新妻 秀規君	若林 洋平君	山本 啓介君
豊田 俊郎君	浅田 均君	清水 真人君	高橋はるみ君
上田 勇君	若松 謙維君	本田 顕子君	宮崎 雅夫君
横山 信一君	松沢 成文君	藤木 眞也君	星 北斗君
山本 博司君	里見 隆治君	進藤金日子君	自見はなこ君
伊藤 孝江君	秋野 公造君	三宅 伸吾君	こやり隆史君
滝波 宏文君	竹谷とし子君	宮本 周司君	森屋 宏君
石川 博崇君	谷合 正明君	上月 良祐君	馬場 成志君
西田 実仁君	山口那津男君	北村 経夫君	太田 房江君
青木 一彦君	山本佐知子君	大家 敏志君	佐藤 正久君
吉井 章君	友納 理緒君	牧野たかお君	石井 準一君
長谷川英晴君	平山佐知子君	磯崎 仁彦君	藤川 政人君
生稲 晃子君	加藤 明良君	古川 俊治君	岡田 直樹君
小林 一大君	今井絵理子君	松山 政司君	武見 敬三君
赤松 健君	白坂 亜紀君	山本 順三君	末松 信介君
小川 克巳君	三浦 靖君	高良 鉄美君	齊藤健一郎君
岩本 剛人君	加田 裕之君	伊波 洋一君	浜田 聡君
船橋 利実君	比嘉奈津美君	藤井 一博君	永井 学君
山田 太郎君	松川 るい君	古庄 玄知君	白井 正一君
長峯 誠君	羽生田 俊君	越智 俊之君	梶原 大介君
堀井 巖君	舞立 昇治君	神谷 政幸君	佐藤 啓君
堂故 茂君	柘植 芳文君	小野田紀美君	朝日健太郎君
滝沢 求君	酒井 庸行君	青山 繁晴君	山下 雄平君
阿達 雅志君	松下 新平君	吉川ゆうみ君	山田 宏君
野村 哲郎君	猪口 邦子君	和田 政宗君	石田 昌宏君

令和七年四月九日 参議院会議録第十一号 議長の報告事項

石井 正弘君	赤池 誠章君	野田 国義君	広田 一君	厚生労働委員	同日内閣から次の答弁書を受領した。
江島 潔君	片山さつき君	榛葉賀津也君	舟山 康江君	辞任	参議院議員塩村あやか君提出診療報酬の付増請求等及び保険医療機関の支援に関する質問に対する答弁書(第六七号)
西田 昌司君	森 まさこ君	天晶 大輔君	船後 靖彦君	農林水産委員	同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
山田 俊男君	石井 浩郎君	外務大臣	岩屋 毅君	辞任	放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
松村 祥史君	宮沢 洋一君	国土交通大臣	中野 洋昌君	進藤金日子君	同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
有村 治子君	櫻井 充君	国務大臣	学君	松野 明美君	同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
鶴保 庸介君	衛藤 晟一君	国務大臣	坂井 学君	高木かおり君	同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
中曽根弘文君	奥村 政佳君	(国家公安委員会委員長)		村田 享子君	同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
大椿ゆうこ君	村田 享子君			斎藤 嘉隆君	同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
三上 えり君	水野 素子君			堀井 蔵君	同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
高木 真理君	古賀 千景君			勝部 賢志君	同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
柴 慎一君	横沢 高徳君			永井 学君	同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
塩村あやか君	羽田 次郎君			小沼 巧君	同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
田島麻衣子君	岸 真紀子君			高橋 次郎君	同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
石垣のりこ君	石川 大我君			朝日健太郎君	同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
井上 義行君	小沢 雅仁君			三上 えり君	同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
勝部 賢志君	木戸口英司君			矢倉 克夫君	同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
小西 洋之君	熊谷 裕人君			高橋 次郎君	同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
徳永 エリ君	渡辺 猛之君			高橋 次郎君	同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
吉川 沙織君	斎藤 嘉隆君			朝日健太郎君	同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
石橋 通宏君	中西 祐介君			三上 えり君	同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
川田 龍平君	牧山ひろえ君			高橋 次郎君	同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
田名部匡代君	水岡 俊一君			朝日健太郎君	同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
木村 英子君	橋本 聖子君			三上 えり君	同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
青木 愛君	辻元 清美君			高橋 次郎君	同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
福山 哲郎君	福島みずほ君			朝日健太郎君	同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
堂込麻紀子君	竹詰 仁君			高橋 次郎君	同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
鬼木 誠君	田村 まみ君			朝日健太郎君	同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
芳賀 道也君	小沼 巧君			高橋 次郎君	同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
磯崎 哲史君	浜口 誠君			朝日健太郎君	同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
打越さく良君	森屋 隆君			高橋 次郎君	同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
浜野 喜史君	上田 清司君			朝日健太郎君	同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
古賀 之土君	森本 真治君			高橋 次郎君	同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
川合 孝典君	伊藤 孝恵君			朝日健太郎君	同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

令和七年四月九日 参議院会議録第十一号 議長の報告事項

同日憲法審査会において選任した幹事は次のとおりである。

幹事 中西 祐介君 (片山さつき君の補欠)
同日議長は、次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案(閣法第五七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を国土交通委員会に付託した。

道路法等の一部を改正する法律案(閣法第二二号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

母子及び父子並びに寡婦福祉法の対象範囲に関する質問主意書(柴田巧君提出)(第七六号)

土地利用状況に関する報告を踏まえた安全保障と外国人土地取得規制に関する再質問主意書(神谷宗幣君提出)(第七七号)

LGBT理解増進法における「不当な差別」の定義の明確化に関する質問主意書(神谷宗幣君提出)(第七八号)

「高度専門職」外国人受入れと安全保障上の懸念に関する質問主意書(神谷宗幣君提出)(第七九号)

診療所医師の引退年齢を八十歳と仮定して医師偏在対策を策定することの妥当性に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第八〇号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

選択的夫婦別姓が家族の一体性を損なうという主張に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第七二号)

東京都が委託団体からの国庫補助金の一部「返還を」納入」と表現していること等に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第七三号)

第二回日中ハイレベル人的・文化交流対話において言論空間における政府による言論規制を取り決めたとの指摘に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第七四号)

混合診療の解禁に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第七五号)

去る三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 補欠
奥村 政佳君 古賀 千景君

総務委員

辞任 補欠
古賀 千景君 奥村 政佳君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

消費者問題に関する特別委員

辞任 補欠
古賀友一郎君 若林 洋平君
田島麻衣子君 高木 真理君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

漁業災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第二六号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四七号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

日本政府が中国政府と合意した修学旅行の相互受入れの促進に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第八一号)

公益通報の濫用的通報者が存在する事実への対処に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第八二号)

医療DXと保険者機能強化に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第八三号)

営利法人に病院等の開設が認められない法的根拠に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第八四号)

保育所への運営費加算要件として「施設・事業所の職員の平均経験年数が十年以上」を設定すること等に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第八五号)

去る四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 補欠
古賀 千景君 奥村 政佳君

総務委員

辞任 補欠
古賀 千景君 奥村 政佳君

予算委員

辞任 補欠
奥村 政佳君 古賀 千景君

決算委員

辞任 補欠
本田 顕子君 西田 昌司君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

消費者問題に関する特別委員

辞任 補欠
若林 洋平君 藤井 一博君
高木 真理君 田島麻衣子君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

児童福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

沖縄防衛局が普天間第二小学校に設置したカメラ及び映像データに関する質問主意書(山本太郎君提出)(第八六号)

原子力災害時における住民避難のための実動組織による支援に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第八七号)

犬肉の輸入統計に関する質問主意書(平山佐知子君提出)(第八八号)

犬猫等のブリーダーに係る免許制導入に関する質問主意書(平山佐知子君提出)(第八九号)

トランプ大統領の言動と「法の支配」に基づく自由で開かれた国際秩序の維持との整合性に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第九〇号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員浜田聡君提出「フジ・メディア・ホールディングスの外資比率と総務省の対応の適切性に関する質問に対する答弁書(第八八号)」

参議院議員浜田聡君提出「千葉県知事選挙の候補者であった立花孝志氏に対する傷害事件発生時の警察の現場対応の妥当性に関する質問に対する答弁書(第八九号)」

参議院議員神谷宗幣君提出「経営・管理」の在留資格を悪用した外国人移住の実態に関する質問に対する答弁書(第七〇号)

参議院議員神谷宗幣君提出「デジタル・ポジティブ・アクションに関する質問に対する答弁書(第七一号)」

同日議長は、三月二十八日に発生した地震によりタイ王国に及んだ被害に対し、モンコン・スラサッジャ同国上院議長宛見舞状を発送した。

一昨七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

藤井 一博君

補欠

松山 政司君

法務委員

辞任

山東 昭子君

補欠

佐藤 啓君

財政金融委員

辞任

牧野たかお君

補欠

梶原 大介君

松山 政司君

藤井 一博君

農林水産委員

辞任

佐藤 啓君

補欠

山東 昭子君

環境委員

辞任

梶原 大介君

補欠

牧野たかお君

予算委員

辞任

西田 昌司君

補欠

本田 顕子君

塩田 博昭君

新妻 秀規君

決算委員

辞任

岩本 剛人君

補欠

山本 啓介君

本田 顕子君

西田 昌司君

高橋 光男君

塩田 博昭君

仁比 聡平君

山下 芳生君

議院運営委員

辞任

山本 啓介君

補欠

岩本 剛人君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

消費者問題に関する特別委員

辞任

藤井 一博君

補欠

古賀友一郎君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

決算委員会

理事

越智 俊之君 (越智俊之君の補欠)

理事

窪田 哲也君 (窪田哲也君の補欠)

理事

山口 和之君 (山口和之君の補欠)

同日議長は、次の内閣提出案を内閣委員会に付託した。

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四六号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第一四号) 法務委員会に付託

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

母子及び父子並びに寡婦福祉法の対象範囲に関する質問主意書(柴田巧君提出)(第七六号)

土地利用状況に関する報告を踏まえた安全保障と外国人土地取得規制に関する再質問主意書(神谷宗幣君提出)(第七七号)

LGBT理解増進法における「不当な差別」の定義の明確化に関する質問主意書(神谷宗幣君提出)(第七八号)

「高度専門職」外国人受入れと安全保障上の懸念に関する質問主意書(神谷宗幣君提出)(第七九号)

診療所医師の引退年齢を八十歳と仮定して医師偏在対策を策定することの妥当性に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第八〇号)

昨八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

松山 政司君

補欠

藤井 一博君

法務委員

辞任

佐藤 啓君

補欠

山東 昭子君

財政金融委員

辞任

梶原 大介君

補欠

牧野たかお君

藤井 一博君

松山 政司君

農林水産委員

辞任

山東 昭子君

補欠

佐藤 啓君

環境委員

辞任

梶原 大介君

補欠

牧野たかお君

国家基本政策委員

辞任

山田 宏君

補欠

古川 俊治君

予算委員

辞任

石田 昌宏君

補欠

柘植 芳文君

古川 俊治君

山田 宏君

川田 龍平君

羽田 次郎君

新妻 秀規君

塩田 博昭君

串田 誠一君

石井 章君

決算委員

辞任

柘植 芳文君

補欠

石田 昌宏君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(閣法第四号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

港湾法等の一部を改正する法律案(閣法第一三三号)

塩田 博昭君 新妻 秀規君
杉 久武君 下野 六太君
石井 章君 串田 誠一君
山下 芳生君 仁比 聡平君

議院運営委員

辞任

岩本 剛人君

補欠

山本 啓介君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員

辞任

越智 俊之君

補欠

古庄 玄知君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

港湾法等の一部を改正する法律案(閣法第一三三号)

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(閣法第五号)

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案(閣法第五六号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(閣法第四号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

港湾法等の一部を改正する法律案(閣法第一三三号)

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(閣法第五号)

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案(閣法第五六号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(閣法第四号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(閣法第四号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(閣法第四号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(閣法第四号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(閣法第四号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(閣法第四号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

同日委員長から次の報告書が提出された。

道路法等の一部を改正する法律案(閣法第二二号)審査報告書

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案(閣法第二三号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

中国の反スパイ法等に基づく日本人及び在日中国人の拘束事案に係る危機意識の喚起と政府対応に関する質問主意書(神谷宗幣君提出)(第九一号)

高額療養費自己負担上限額引上げの優先度に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第九二号)

医療保険料が児童手当の財源となっていることの妥当性等に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第九三号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員石垣のりこ君提出選択的夫婦別姓が家族の一体性を損なうという主張に関する質問に対する答弁書(第七二号)

参議院議員浜田聡君提出東京都委託団体からの国庫補助金の一部「返還」を「納入」と表現していること等に関する質問に対する答弁書(第七三号)

参議院議員浜田聡君提出第二回日中ハイレベル人的・文化交流対話において言論空間における政府による言論規制を取り決めたとの指摘に関する質問に対する答弁書(第七四号)

参議院議員浜田聡君提出混合診療の解禁に関する質問に対する答弁書(第七五号)

同日内閣を経由して総務大臣から、放送法第七十一条第三項の規定に基づく日本放送協会令和七年度暫定収支予算、事業計画及び資金計画についての報告を受領した。

同日内閣を経由して経済産業大臣から、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条の三第九項、第三条第十項、第五条第九項において準用する同条第八項及び第十五条の十三第四項において準用する第二条の三第九項の規定に基づく調達価格等に関する報告を受領した。

審査報告書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和七年四月三日

内閣委員長 和田 政宗

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における風俗営業等をめぐる情勢に鑑み、接待飲食営業に係る遵守事項等を追加するとともに、風俗営業の許可に係る不許可事由を追加する等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 悪質なホストクラブ等の客が売掛金等を蓄積させられた上で、売春等をさせられている状況に鑑み、こうした性的搾取を防止するため、被害者の保護に努めるとともに、当該行為に関与した者の指導・取締りを一層推進すること。また、海外売春をさせられる事例も見受けられることから、外国の関係機関とも連携しながら厳正に対処すること。

二 悪質ホストクラブ問題の背後で暴力団や匿名・流動型犯罪グループ等の犯罪者集団が不当に利益を得ている事例があることに鑑み、本法の執行を通じ、これらの者を風俗営業から排除する取組を徹底すること。

三 ホスト等によるマインドコントロールや犯罪者集団による報復への恐れから、被害者自身による申告が困難な場合があることを踏まえ、早期に被害の回復につながるため、関係行政機関や被害者支援団体等と連携しながら、被害者やその家族等に対する適切で効果的な広報・啓発、相談・支援体制の強化等の取組を進めること。また、中長期的な被害の回復に対する支援の充実や被害者支援団体等への支援の拡充についても検討すること。

四 悪質なホストクラブ等において、ホスト等が客に対して、その客の好意の感情を不当に利用し、困惑させ、飲食などの提供を受ける契約を結ばせる実態等があることに鑑み、客がその意に反して、売掛金等の高額な債務を負うことのないよう、消費者契約法に基づく取消しを主張できる場合があること及び消費者トラブルに関する相談窓口について周知を徹底すること。

五 悪質なホストクラブのホストがSNSやマッチングアプリ上で、ホストであることを隠して客となるよう勧誘等を行っている事例があることに鑑み、ターゲットとなる若年層を中心に被害を受ける可能性のある者に届くような効果的な手法を工夫し、注意を呼びかけること。また、当該行為に関与した者の取締りにについても積極的に取り組むこと。

た、当該行為に関与した者の取締りにについても積極的に取り組むこと。

六 悪質ホストクラブ問題を始めとする風俗営業等をめぐる情勢に鑑み、ホストクラブやメンズコンセプトカフェ等の接待飲食営業について、売掛金等の高額な債務を負わせることにつながるような遵守事項等に違反する行為が行われないよう、監督・指導に更に積極的に取り組むこと。

七 現下の悪質ホストクラブ問題の深刻な状況を踏まえ、法施行前においても取締りの強化や広報・啓発に一層努めるとともに、今後の悪質ホストクラブ問題に係る情勢を踏まえ、必要に応じ、他の関係法令も含めた更なる措置を検討すること。

右決議する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

令和七年三月七日

内閣総理大臣 石破 茂

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十七条」を「第五十八条」に改める。
第四条第一項第二号イ中「又は第五十条第一項」を「、第五十条又は第五十一条第一項」に改め、同

項第十一号中「第九号」を「第六号まで又は第八号から第十号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号ただし書中「及び次号」を「第七号を除く。」、次号及び第十三号に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「第七号に規定する」を「第八号イに掲げる」に、「同号」を「同号イ」に、「又は」を「若しくは」に、「者で」を「者又は同号ロに掲げる期間内に分割により同号ロの立入りに係る風俗営業を承継させ、若しくは分割により当該風俗営業以外の風俗営業を承継した法人（分割について相当な理由がある者を除く。）若しくはこれらの法人の当該立入りが行われた日前六十日以内に役員であつた者で」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「前号に規定する」を「前号イに掲げる」に、「法人又は」を「法人若しくは」に、「前号の」を「前号イの」に、「者で」を「者又は同号ロに掲げる期間内に合併により消滅した法人若しくは同項第一号の規定による許可証の返納をした法人（合併又は風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）の前号ロの立入りが行われた日前六十日以内に役員であつた者で」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「第二十六条第一項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間」を「次のいずれかに掲げる期間内」に改め、同号に次のように加える。 イ 第二十六条第一項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間 ロ 第三十七条第二項の規定による風俗営業の営業所への立入りが行われた日から聴聞	決定予定日（当該立入りの結果に基づき第二十六条第一項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として国家公安委員会規則で定めるところにより公安委員会が当該立入りを受けた者に当該立入りが行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間 第四条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。 七 当該許可を受けようとする者（法人に限る。イ及びハにおいて同じ。）と密接な関係を有する次に掲げる法人が第二十六条第一項の規定により風俗営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者である者 イ 当該許可を受けようとする者の株式の所有その他の事由を通じて当該許可を受けようとする者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国家公安委員会規則で定めるもの（ロにおいて「親会社等」という。） ロ 親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国家公安委員会規則で定めるもの ハ 当該許可を受けようとする者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国家公安委員会規則で定めるもの 第四条第一項に次の一号を加える。 十三 第三号に該当する者が出資、融資、取引
その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者 第七条第三項中「の申請をした相続人」を削る。 第七条の二第二項後段及び第七条の三第二項後段を削る。 第十八条の二の次に次の一条を加える。 （客の正常な判断を著しく阻害する行為の規制） 第十八条の三 第二条第一項第一号の営業を営む風俗営業者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。 一 第十七条に規定する料金について、事実上相違する説明をし、又は客を誤認させるような説明をすること。 二 客が、接客従業者に対して恋愛感情その他の好意の感情を抱き、かつ、当該接客従業者も当該客に対して同様の感情を抱いているものと誤信していることを知りながら、これに乗じ、次に掲げる行為により当該客を困惑させ、それによつて遊興又は飲食をさせること。 イ 当該客が遊興又は飲食をしなければ当該接客従業者との関係が破綻することになる旨を告げること。 ロ 当該接客従業者がその意に反して受ける降格、配置転換その他の業務上の不利益を回避するためには、当該客が遊興又は飲食をすることが必要不可欠である旨を告げること。 三 客が注文その他の遊興又は飲食の提供を受ける旨の意思表示（第二十二條の二第一号において「注文等」という。）をする前に遊興又は飲食の全部又は一部を提供することにより、当該客を困惑させ、それによつて当該遊興をさせ、若しくはしたものとさせ、又は当該飲	食をさせること。 第二十二條の見出しを「（風俗営業を営む者の禁止行為等）」に改め、同条の次に次の一条を加える。 （接待飲食営業を営む者の禁止行為） 第二十二條の二 第二条第一項第一号の営業を営む者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。 一 客に注文等をさせ、又は当該営業に係る料金の支払その他の財産上の給付若しくは財産の預託若しくはこれらに充てるために行われた金銭の借入れ（これと同様の経済的性質を有するものを含む。）に係る債務の弁済（次号において「料金の支払等」という。）をさせる目的で、当該客を威迫して困惑させること。 二 客に対し、威迫し、又は誘惑して、料金の支払等のために当該客が次に掲げる行為により金銭その他の財産を得ることを要求すること。 イ 売春防止法その他の法令に違反する行為をすること。 ロ 対価を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交類似行為等（性交類似行為をし、又は他人の性的好奇心を満たす目的で、当該他人の性器等（性器、肛門又は乳首をいう。以下ロにおいて同じ。）を触り、若しくは当該他人に自己の性器等を触らせることをいう。）をすること。 ハ 第二条第六項第一号若しくは第二号又は第七項第一号の営業において異性の客に接触する役務を提供する業務に従事すること。 二 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物

への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するため出演契約等に関する特則等に関する法律(令和四年法律第七十八号)第二条第三項に規定する性行為映像制作物への出演をすること。 ホ 外国において売春をすること。 第二十三条の見出しを「遊技場営業を営む者の禁止行為」に改め、同条第一項及び第二項中「前条第一項の規定によるほか」を削る。 第二十四条第二項第二号中「又は第六号から第九号」を「第六号又は第八号から第十号」に改める。 第二十八条に次の一項を加える。 13 第二条第六項第一号又は第二号の営業を営む者は、営業所で異性の客に接触する役務を提供する業務に従事しようとする者の紹介を受けた場合において、当該紹介をした者又は第三者に対し、当該紹介の対価として金銭その他の財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させなければならない。 第三十一条の三第一項中「規定は、」を「規定は」に改め、「者について」の下に「同条第十三項の規定は第二条第七項第一号の営業を営む者について、それぞれ」を、「なつて」との下に「同条第十三項中「営業所で異性」とあるのは「異性」とを加える。 第三十一条の十五第一項中「第四十九条第五号及び第六号」を「第五十条第一号及び第二号」に改める。 第三十一条の二十三の表第四条第一項第六号及び第七号の項中「及び第七号」を「から第八号まで」に改める。 第三十六条の二第一項第三号イ中「在留期間」の下に「満了の日」を加える。	第五十七条を第五十八条とする。 第五十六条中「代表者、法人又は」を「代表者又は法人若しくは」に、「が、」を「が、その」に、「営業を」を「業務」に、「第四十九条、第五十条第一項又は第五十二条から前条まで」を「次の各号に掲げる規定に」、「又は人に対し、」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同条に次の各号を加える。 一 第四十九条 三億円以下の罰金刑 二 第五十条、第五十一条第一項又は第五十三条から前条まで 各本条の罰金刑 第五十六条に次の一項を加える。 2 前項の規定により第四十九条の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。 第五十六条を第五十七条とする。 第五十五条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改め、同条を第五十六条とする。 第五十四条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改め、同条を第五十五条とする。 第五十三条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号及び第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「した者」を「したとき。」に改め、同条第四号から第七号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条を第五十四条とする。 第五十二条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「者」を「とき。」に改め、同条第五号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第五号とし、同条第	三号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。 二 第二十二條の二の規定に違反したとき。 第五十二条に次の一号を加える。 七 第二十八條第十三項(第三十一条の三第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。 第五十二条を第五十三条とし、第五十一条を第五十二条とする。 第五十条第一項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改め、同条を第五十一条とする。 第四十九条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号を次のように改める。 一 第三十一条の三第一項において準用する第二十八條第一項の規定に違反したとき。 二 第三十一条の三第三項において準用する第二十八條第二項の規定に基づく都道府県の条例の規定に違反したとき。 三 第三十一条の三十五、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十一条の二十五、第三十四條第二項、第三十五条、第三十五条の二又は第三十五条の四第二項若しくは第四項第二号の規定による公安委員会の処分に違反したとき。 四 第三十一条の二十二の規定に違反して同条の許可を受けないで特定遊興飲食店営業を営んだとき。 五 偽りその他不正の手段により第三十一条の二十二の許可又は第三十一条の二十三において準用する第七條第一項、第七條の二第一項	若しくは第七條の三第一項の承認を受けたとき。 六 第三十一条の二十三において準用する第十条の規定に違反したとき。 第四十九条を第五十条とし、第七章中同条の前に次の一号を加える。 第四十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 第三条第一項の規定に違反して同項の許可を受けないで風俗営業を営んだとき。 二 偽りその他不正の手段により第三条第一項の許可又は第七條第一項、第七條の二第一項若しくは第七條の三第一項の承認を受けたとき。 三 第三十一条の規定に違反したとき。 四 第二十六条、第三十条、第三十一条の五第一項若しくは第二項又は第三十一条の六第二項第二号若しくは第三号の規定による公安委員会の処分に違反したとき。 五 第二十八條第一項(第三十一条の三第二項の規定により適用する場合を含む。)の規定に違反したとき。 六 第二十八條第二項(第三十一条の三第二項の規定により適用する場合を含む。)の規定に基づく都道府県の条例の規定に違反したとき。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 附則第六條の規定 公布の日
---	--	---	--

二 第四条第一項の改正規定(同項第二号イの改正規定を除く。)、第二十四条第二項第二号の改正規定及び第三十一条の二十三の表第四条第一項第六号及び第七号の項の改正規定公布の日から起算して六月を経過した日(調整規定)

第二条 この法律の施行の日(次項及び附則第五条において「施行日」という。)が刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この項において「刑法施行日」という。)前である場合には、刑法施行日の前日までの間におけるこの法律による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十九条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

2 施行日が刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の施行の日前である場合には、同法第九十六条のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十九条、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の改正規定中「第四十九条、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条」とあるのは、「第五十条、第五十一条第一項、第五十二条及び第五十三条」とする。

(酒税法の一部改正)
第三条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第十号第七号の二中「第五十条第一項第四号」を「第五十一条第一項第四号」に、「禁止行為等」を「風俗営業を営む者の禁止行為等」に、「第五十条第一項第五号」を「第五十一条第一項第五

号」に、「第五十条第一項第八号」を「第五十一条第一項第八号」に、「第五十六条」を「第五十七条第一項(第二号)に改め、「第八号」の下に「係る部分に限る。」を加える。
(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第四条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三百三十六号。次条において「組織的犯罪処罰法」という。)の一部を次のように改正する。
別表第二中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第三十七号までを一号ずつ繰り上げる。
別表第三第十一号の次に次の一号を加える。
十一の二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第四十九条(無許可営業等の罪

(組織的犯罪処罰法の一部改正に伴う経過措置) 第五条 組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条及び第十一条の規定は、施行日前に財産上の不正な利益を得る目的で犯したこの法律による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十九条第二号から第六号までの罪(この法律による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第五十条各号(第四号を除く。))の罪に相当するものを除く。の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。))により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関して施行日以後にした行為に対しても、適用する。この場合において、これらの財産

は、組織的犯罪処罰法第二条第二項第一号の犯罪収益とみなす。
(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

審査報告書
道路法等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
令和七年四月八日
国土交通委員長 小西 洋之
参議院議長 関口 昌一殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、自然災害の頻発や道路の老朽化等により、安全かつ円滑な道路交通の確保の重要性が増大していることに鑑み、災害時における道路の円滑かつ迅速な啓開のための道路啓開計画の策定、自動車駐車場に設けられる災害応急対策に資する施設に係る占用許可基準の緩和、連携協力道路の管理の特例の創設等の措置を講ずるとともに、道路の脱炭素化を推進するため、道路管理者による道路脱炭素化推進計画の策定等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法律施行に要する経費は、令和七年度一般会計予算(国土交通省所管)において計上されている自動運行補助施設等設置工事資金貸付金二千五百万円のうちから支出される。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 令和六年能登半島地震により、道路啓開計画を事前に準備し、訓練等を通じて災害時対応の実効性を向上させることが重要であると改めて認識されたことに鑑み、道路啓開計画が未策定の地域が生じないよう、国が主体的に取り組むとともに、都道府県等を積極的に支援すること。また、発災直後の道路啓開が着実に実施されるよう、制度の適切な運用を図ること。

二 原子力発電施設等立地地域における道路啓開計画の策定に当たっては、地震や津波等との複合災害時に被災者の避難を最優先にする観点から、原子力災害の特性に応じたものとなるようにすること。

三 災害発生時において道路啓開・緊急復旧等を機動的に実施するため、その担い手となる地域建設業者や道路管理者等が平時から十分な資機材を確保できるよう、維持管理費用を含めた財政支援等に必要な予算を確保するなどの環境整備を図ること。また、道路管理者においても資機材の確保に取り組むこと。

四 広域的な支援拠点として「道の駅」を活用する観点から、「防災道の駅」の追加選定を戦略的に行うとともに、「防災道の駅」以外の防災上の位置付けを有する「道の駅」については、その施設や自動車駐車場の耐震性の向上等が図られるよう、財政支援の強化に努めること。

五 地方公共団体や民間事業者が、災害時に派遣可能なトイレコンテナ等を設置することについて、無利子貸付以外にも支援措置を充実させること。また、その設置に当たっては、高齢者、障害者や子ども連れなどにも利用しやすい環境

を確保するため、バリアフリーに十分な配慮がなされるよう、所要の措置を講ずること。

六 災害時における高付加価値コンテナの更なる活用促進を図る観点から、本法による占用許可基準の緩和措置や各種支援制度を周知し、民間事業者等による保有を促進するとともに、道路管理者においてもその保有を進めること。また、民間事業者等が保有するものを含め、災害時に活用できる高付加価値コンテナの配備状況を把握するとともに、発災時に円滑な運用がなされるよう必要な取組を行うこと。

七 地方公共団体における技術系職員の減少等に対応し、効率的な道路管理を実現するため、連携協力道路制度が積極的に活用されるよう、同制度の具体的な活用方策を示すなどして道路管理者間の連携・協議を促すとともに、必要な助言等を行うこと。また、道路の維持管理の省力化に資する新技術の開発や活用の促進に努めること。あわせて、技術系職員の確保に向け、職業としての魅力向上のための対策を講ずること。

八 道路空間における脱炭素化施設等の導入に当たり民間事業者が活用することとなる道路の占用に係る許可基準の運用に当たっては、道路自体の脱炭素化に資するものを優先し、新たな利権の発生につながらないよう公平公正な基準を設けること。

九 道路空間におけるライフライン関係の改修工事において、都市型災害の防止や都市景観の向上に資する共同溝の導入、交通渋滞の軽減等に資する共同工事・集中工事の採用などにより、効率的な工事の実施を推進すること。
右決議する。

道路法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和七年三月二十七日

衆議院議長 額賀福志郎

参議院議長 関口 昌一殿

道路法等の一部を改正する法律案

道路法等の一部を改正する法律

(道路法の一部改正)

第一条 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十七条第七項中「管理」の下に「第一号及び第二号に定める管理にあつては」を、「認められるもの」の下に「に限り、第三号に定める管理にあつては当該都道府県又は市町村が自らこれを的確かつ迅速に行うことが困難であると認められるもの」を加え、同項に次の一号を加える。

三 指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道に附属する自動車駐車場 新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理 (第十三条第三項、この項又は第四十八条の十九第一項の規定により道路の維持又は災害復旧に関する工事を行うために必要と認められるものに限る。)

第二十二條の二の次に次の一條を加える。

(道路啓開計画)

第二十二條の三 交通上密接な関連を有する道路(以下「密接関連道路」という。)の管理を行う二以上の道路管理者(以下「密接関連道路管理者」という。)は、第二十八條の二第一項に規定する協議会における協議を行った結果、大規模な災害が発生した場合における緊急輸

送の確保を図るための密接関連道路の維持(道路の啓開のために行うものに限る。以下この条において同じ。)を効果的に行うため必要があると認めるときは、共同して、当該協議会における協議を経て、当該災害が発生した場合における当該密接関連道路の円滑かつ迅速な啓開のための計画(以下「道路啓開計画」という。)を定めるものとする。

2 道路啓開計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 対象となる災害の種類

二 前号に掲げる災害(以下この条において「対象災害」という。)が発生した場合における密接関連道路の維持の実施に関する目標

三 前号の維持を優先的に実施する必要がある密接関連道路の路線及び区間

四 対象災害が発生した場合における密接関連道路の維持の方法に関する事項

五 対象災害が発生した場合における密接関連道路の維持に必要な資材及び建設機械の備蓄又は調達に関する事項

六 密接関連道路の維持を効果的に行うための訓練に関する事項

七 対象災害が発生した場合における密接関連道路の被害の状況に関する情報の収集及び伝達の方法に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、道路啓開計画の実施に関し必要な事項

3 前項第四号に掲げる事項には、対象災害が発生した場合において道路管理者(密接関連道路管理者であるものに限る。)がその管理する道路以外の密接関連道路の維持を行うことができることを定めることができる。

4 道路啓開計画は、災害対策基本法(昭和三十

十六年法律第二百二十三号)第二条第九号に規定する防災業務計画及び同条第十号に規定する地域防災計画との調和が保たれたものでなければならない。

5 密接関連道路管理者は、道路啓開計画を定めたときは、遅滞なく、国土交通大臣である密接関連道路管理者にあつてはこれを公表するものとし、国土交通大臣以外の密接関連道路管理者にあつてはこれを公表するよう努めなければならない。

6 密接関連道路管理者は、定期的に、その定めた道路啓開計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

7 第一項及び第五項の規定は、道路啓開計画の変更について準用する。

第二十四條中「第二十二條の二を」第二十二條の三に改める。

第二十七條第三項中「維持若しくは」を「維持、」に改め、「災害復旧に関する工事」の下に「若しくは指定区間外の国道、都道府県道若しくは市町村道に附属する自動車駐車場の管理」を加える。

第二十八條の二第一項中「交通上密接な関連を有する道路(以下この項において「密接関連道路」という。)の管理を行う二以上の道路管理者は」を「密接関連道路管理者は、道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整」に改め、「をいう。」の下に「の改良の方法に関する協議」を加える。

第三十三條第二項第四号中「昭和三十六年法律第二百二十三号」を削る。

第五十条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 第十七条第七項の規定による指定区間外の国道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理に要する費用は、当該指定区間外の国道の道路管理者である都道府県の負担とする。

第五十一条に次の一項を加える。

4 第十七条第七項の規定により国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理に要する費用は、当該都道府県又は市町村の負担とする。

第五十三条第一項中「工事を行う場合、」の下に「指定区間外の国道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合、」を加え、「場合又は」を「場合、」に、「場合に」を「場合又は都道府県道若しくは市町村道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合に」に、「第六項を」第七項に改め、同条第二項中「同条第六項を」同条第七項に改める。

第二条 道路法の一部を次のように改正する。

目次中「第四十八条の二十九の七」を「第四十八条の二十九の八に」、「第十四節 道路協力団体」を「第十四節 道路協力団体（第四十八条の六第十五節 道路の脱炭素化の推進（第四十八条の六十四十八条の六十五）」に改める。

第一条の次に次の一条を加える。

（基本理念）

第一条の二 道路網の整備は、道路が我が国の

経済社会の活力の向上及び持続的発展、安全かつ安心で豊かな国民生活の実現並びに自立的で個性豊かな地域社会の形成に重要な役割を果たすものであることに鑑み、道路の脱炭素化の推進等により環境への負荷の低減に配慮しつつ、道路の整備及び管理を効率的かつ効果的に実施し、並びに道路の適正かつ合理的な利用を促進し、併せて道路の防災に関する機能を確保することにより、将来にわたり安全かつ円滑な交通の確保と道路及びその周辺の地域における快適で質の高い生活環境の創出を図ることを旨として、行われなければならない。

第十九条第一項中「本条及び第五十四条中」を削る。

第二十条の次に次の一条を加える。

（連携協力道路の管理）

第二十条の二 隣接し、又は近接する二以上の市町村の区域に存する道路（高速自動車国道及び第四十八条の四に規定する自動車専用道路を除く。）のうち、その維持、修繕その他の管理を関係道路管理者間における連携及び協力により効率的かつ効果的に行う必要があるもの（第二十七条第五項及び第五十五条の二において「連携協力道路」という。）については、関係道路管理者は、第十三条第一項及び第三項並びに第十五条から第十七条までの規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。

2 前項の規定による協議が成立した場合においては、関係道路管理者は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

第二十一条中「前条を」第二十条に、「除外」を「除き」に改める。

第二十四条中「又は第四十八条の二十二第一項を、」第四十八条の二十二第一項又は第四十八条の二十九の五第一項に改める。

第二十七条第五項中「場合又は」を「場合、」に、「場合に」を「場合又は第二十条の二第一項の規定による協議に基づき道路管理者がその管理する道路以外の連携協力道路を管理する場合」に改める。

第二十九条に次の一項を加える。

2 道路の構造は、道路の脱炭素化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条の二に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、道路の整備及び管理並びに利用に伴って発生する温室効果ガス（同法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。以下この項において同じ。）の排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を行うことをいい、道路の適正かつ合理的な利用（道路を構成する敷地の上の空間又は地下を有効に活用することを含む。）を通じて社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出の量の削減を促進することを含む。以下同じ。）の推進その他の措置により環境への負荷の低減が図られるように配慮されたものでなければならない。

第三十三条第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号中「第四十八条の二十九の二第一項に規定する防災拠点自動車駐車場」を「道路の附属物である自動車駐車場」に、「第四十八条の二十九の五第一項を」第四十八条の二十九の六第一項に改め、「定めるもの」の下に「（第四十八条の二十九の二第一項の防災拠点自動車駐車場以外の自動車駐車場内に設けられるものにあつては、当該自動車駐車場

をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるものであつて、災害が発生した場合において同項の防災拠点自動車駐車場その他の場所へ移動させることができるものに限る。」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する歩行者利便増進道路」を「歩行者利便増進道路」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 前条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、道路の脱炭素化に資するものとして政令で定めるもの（以下「脱炭素化施設等」という。）で、道路の交通に支障を及ぼすおそれがないものとして脱炭素化施設等ごとに政令で定める場所に設けられるもの（第四十八条の六十七第一項に規定する道路脱炭素化推進計画に同条第二項第二号に掲げる事項としてその設置に関する事項が定められたものに限る。）

第三十三条第六項中「同項第三号」を「同項第四号」に、「次条第二項第三号」を「次条第二項第四号」に改める。

第四十八条の二十九の二第一項中「第四十八条の二十九の五第一項」を「第四十八条の二十九の六第一項」に改める。

第三章第九節の二中第四十八条の二十九の七を第四十八条の二十九の八とし、第四十八条の二十九の六を第四十八条の二十九の七とする。

第四十八条の二十九の五第一項中「第四十八条の二十九の七」を「第四十八条の二十九の八」に改め、同条を第四十八条の二十九の六とし、第四十八条の二十九の四の次に次の一条を加える。

(防災拠点自動車駐車場の管理の特例)

第四十八条の二十九の五 国土交通大臣は、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における防災拠点自動車駐車場の管理の実施体制その他の地域の実

情を勘案して、当該都道府県又は市町村が管理する次の各号に掲げる道路（国土交通大臣が管理する道路若しくは都道府県若しくは市町村が管理する重要物流道路等）（第四十八条

の十九第一項各号に掲げる道路をいう。以下この項において同じ。）と交通上密接な関連を有するもの又は重要物流道路等であるものに限る。）に附属する防災拠点自動車駐車場についてそれぞれ次の各号に定める管理を当該都道府県又は市町村に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合においては、第十三条第一項、第十五条、第十六条、第十七条第一項から第三項まで及び第八十五条第二項の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

一 指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築、修繕及び災害復旧以外の管理

二 都道府県道又は市町村道 新設、改築又は修繕に関する工事

2 国土交通大臣は、前項の規定により同項に規定する道路に附属する防災拠点自動車駐車場の管理を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該防災拠点自動車駐車場の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

3 第一項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で

定める。

第四十八条の六十一第二号中「又は道路」を「若しくは道路」に、「又は施設」を「若しくは施設」に改め、「定めるもの」の下に「又は脱炭素化施設等」を加える。

第四十八条の六十五の見出しを「道路の脱炭素化の推進等への協力」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

道路協力団体は、第四十八条の六十七第一項に規定する道路脱炭素化推進計画において同条第二項第二号に掲げる事項に道路協力団体の協力が必要な事項が定められたときは、当該道路脱炭素化推進計画に基づき道路管理者が実施する道路の脱炭素化の推進を図るための施策に協力するものとする。

第三章に次の一節を加える。

第十五節 道路の脱炭素化の推進

(道路脱炭素化基本方針)

第四十八条の六十六 国土交通大臣は、道路の脱炭素化の推進に関する基本的な方針（以下「道路脱炭素化基本方針」という。）を定めるものとする。

2 道路脱炭素化基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 道路の脱炭素化の推進の意義及び目標に関する事項

二 道路の脱炭素化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 道路管理者による道路の脱炭素化の目標の設定に関する事項その他の次条第一項に規定する道路脱炭素化推進計画の策定に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、道路の脱炭

素化の推進のために必要な事項

3 道路脱炭素化基本方針は、地球温暖化の防止を図るための施策に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 国土交通大臣は、道路脱炭素化基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 国土交通大臣は、道路脱炭素化基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

道路脱炭素化推進計画

第四十八条の六十七、道路管理者は、道路脱炭素化基本方針に即して、その管理する道路に係る道路の脱炭素化の推進に関する計画（以下この条において「道路脱炭素化推進計画」という。）を定めることができる。

2 道路脱炭素化推進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

道路の脱炭素化の目標

二 前号の目標を達成するために行う道路の脱炭素化の推進を図るための施策に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、道路脱炭素化推進計画の実施に関し必要な事項

3 道路管理者は、前項第二号に掲げる事項に、道路協力団体による脱炭素化施設等の設置又は管理その他の道路の脱炭素化の推進を図るために道路協力団体の協力が必要な事項

を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該道路協力団体の同意を得なければならない。

4 道路管理者は、道路脱炭素化推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、

国土交通大臣である道路管理者にあつてはこれを公表するものとし、国土交通大臣以外の道路管理者にあつてはこれを公表するよう努めるとともに国土交通大臣に報告しなければならない。

第五十条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

第四十八条の二十九の五第一項の規定による指定区間外の国道に附属する防災拠点自動車駐車場の新設、改築、修繕及び災害復旧以外の管理に要する費用は、当該指定区間外の国道の道路管理者である都道府県の負担とする。

第五十一条に次の一項を加える。

第四十八條の二十九の五第一項の規定により国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道に附属する防災拠点自動車駐車場の新設、改築及び災害復旧以外の管理に要する費用は、当該都道府県又は市町村の負担とする。

第五十二條第一項中「管理を行う場合、」の下に「指定区間外の国道に附属する防災拠点自動車駐車場の新設、改築、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合、」を加え、「場合又は」を「場合又はは都道府県道若しくは市町村道に附属する防災拠点自動車駐車場の災害復旧以外の管理を行う場合に」、第七項まで又は第五十一條を「第八項まで、第五十一條又は第八十五條第四項」に改め、同条第二項中「同条第七項を「同条第八項」に改める。

第五十五条の次に次の一条を加える
(連携協力道路の管理に要する費用)

第五十五条の二 第四十九条から第五十一条までの規定により地方公共団体の負担すべき道路の管理に関する費用で連携協力道路に関する

るものについては、関係道路管理者は、協議してその分担すべき金額及びその分担の方法を定めることができる。

第七十三条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

第七十九条第一項中「道路整備計画」の下に「道路脱炭素化基本方針」を加える。

第八十五条第三項中「の場合においては」の下に「次項の場合を除き」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第四十八条の二十九の五第一項の規定により国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道に附属する防災拠点自動車駐車場の新設又は改築に関する工事に要する費用は、国が補助金相当額（都道府県又は市町村が自ら当該工事を行うこととした場合に第五十六条の規定により国が当該都道府県又は市町村に補助することができる金額に相当する額をいう。以下この項において同じ。）を、当該都道府県又は市町村が当該工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担する。

第九十七条第一項第一号中「第五十八条第一項」を「第五十五条の二、第五十八条第一項」に改める。

第二百二条第四号を削り、同条第五号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とし、同条に次の一項を加える。

2 第四十八条の五十一第一項の規定に違反して、その職務に関し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百四条第三号から第五号までの規定中「者」を「とき」に改める。

第七百七条中「第二百二条第四号」を「第二百二条第二項」に改める。

第九百九条中「又は第四十八条の二十二第三項」を「第四十八条の二十二第三項又は第四十八条の二十九の五第二項」に改める。

（道路整備特別措置法の一部改正）
第三条 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第四十八条の十九第一項」の下に「第四十八条の二十九の五第一項」を加える。
第九条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 道路法第二十二条の三第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により道路啓開計画を定め、又はこれを変更し、及び同条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定によりこれを公表すること。
第九条第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 道路法第二十八条の二第一項の規定により協議会（道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整を行うものに限る。）を組織すること。
第九条第一項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 道路法第四十八条の六十七第一項の規定により道路脱炭素化推進計画を定め、並びに同条第四項の規定によりこれを公表し、及び国土交通大臣に報告すること。

第九条第十一項中「まで」の下に「第十二号の二」を加える。
第十四条中「第四十八条の十九第一項」の下に

「第四十八条の二十九の五第一項」を加える。
第十七条第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 道路法第二十二条の三第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により道路啓開計画を定め、又はこれを変更し、及び同条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定によりこれを公表すること。
第十七条第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 道路法第二十八条の二第一項の規定により協議会（道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整を行うものに限る。）を組織すること。
第十七条第一項第三十三号の次に次の一号を加える。

三十三の二 道路法第四十八条の六十七第一項の規定により道路脱炭素化推進計画を定め、並びに同条第四項の規定によりこれを公表し、及び国土交通大臣に報告すること。
第三十条第一項第三号及び第三十一条第一項第一号中「協議会」の下に「（道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整を行うものを除く。）」を加える。

第三十二条の次に次の一条を加える。
（災害が発生した場合における公社管理道路の管理の特例）
第三十二条の二 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、地方道路公社から要請があり、かつ、当該地方道路公社における公社管理道路の維持又は災害復旧に関する工事の

実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該公社管理道路について次に掲げる管理を当該地方道路公社に代わって自ら行うことが適当であると認められるときは、第十四条及び第十五条第一項の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

一 維持（道路の啓開のために行うものに限る。）及び災害復旧に関する工事であつて、高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるもの
二 公社管理道路に附属する自動車駐車場の管理（新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理であつて、当該公社管理道路について前号に掲げる管理を行うために必要と認められ、かつ、当該地方道路公社が自らこれを的確かつ迅速に行うことが困難であると認められるものに限る。）

2 地方道路公社は、前項の要請をしようとするときは、あらかじめ、当該要請に係る公社管理道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。次項において同じ。）の同意を得なければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により同項各号に掲げる管理を行おうとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を、当該地方道路公社及び当該公社管理道路の道路管理者に通知するとともに、公示しなければならない。当該管理の全部又は一部を完了したときも、同様とする。

4 国土交通大臣は、第一項の規定により同項各号に掲げる管理を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該地方道路公社に代わつてその権限を行うものとする。

5 第一項の場合におけるこの法律の規定により読み替えて適用する道路法の規定の適用についての必要な技術的説替えは、政令で定める。

6 第四項の規定により地方道路公社に代わつてその権限を行う国土交通大臣は、道路法第八章(第百九条を除く。)の規定の適用については、道路管理者とみなす。

第三十七条の次に次の一条を加える。

(国土交通大臣が行う公社管理道路に係る工事に關する費用負担の特例)

第三十七条の二 第三十二条の二第一項の規定により国土交通大臣が行う公社管理道路の災害復旧に關する工事に要する費用は、国が補助金相当額(地方道路公社が自ら当該工事を行うこととした場合に地方道路公社法第三十条第一項の規定により国が当該地方道路公社に補助することができる金額に相当する額をいう。以下この条において同じ。)を、当該地方道路公社が当該工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担する。

第三十八条第一項中「前条第一項」を「第三十七条第一項」に改める。

第五十四条第一項中「が道路整備特別措置法の下に(昭和三十一年法律第七号)を加え、道路整備特別措置法第八條第一項第三十八号又は第十七條第一項第三十四号」を「同法第八條第一項第三十九号又は第十七條第一項第三十五号」に改める。

(道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に關する法律の一部改正)

第四條 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に關する法律(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一條中「掲げる自動運行補助施設」の下に「及び同法第三十三條第二項第五号に掲げる工作物又は施設」を加え、「單に自動運行補助施設」を「自動運行補助施設等」に改める。

第三條中「關する工事」の下に「及び同法第四十八條の二十九の五第一項の規定により国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道に附屬する同法第四十八條の二十九の二第一項の防災拠点自動車駐車場の新設、改築又は修繕に關する工事」を加え、「当該工事」を「これらの工事」に、「及び第二項」を「第二項及び第五項並びに第八十五條第四項」に改める。

第五條の見出し及び同條第一項中「自動運行補助施設」を「自動運行補助施設等」に改める。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一條及び第三條(道路整備特別措置法第四條の改正規定、同法第九條第一項第十二號の次に一號を加える改正規定、同法第十一條の改正規定、同法第十四條の改正規定及び同法第十七條第一項第三十三號の次に一號を加える改正規定を除く。)の規定並びに次條並びに附則第四條及び第八條の規定は、公布の日から施行する。

(道路脱炭素化基本方針に關する準備行為)

第二條 国土交通大臣は、この法律の施行の日(次條において「施行日」という。)前においても、第二條の規定による改正後の道路法第四十八條の六十六第四項の規定の例により、同條第一項に規定する道路脱炭素化基本方針の案について環境大臣その他の關係行政機関の長に協議することができる。

(負担金等の強制徴収に關する経過措置)

第三條 第二條の規定による改正後の道路法第七十三條の規定は、施行日以後に徴収する道路法第七十三條第一項に規定する負担金等並びに同條第二項に規定する手数料及び延滞金について適用し、施行日前に徴収した当該負担金等並びに当該手数料及び延滞金については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四條 前二條に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第六條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)の一部を次のように改正する。

別表第一道路法(昭和二十七年法律第八十號)の項第一号イ中「第五十八條第一項」を「第五十五條の二、第五十八條第一項」に改める。

(高速自動車国道法の一部改正)

第七條 高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九號)の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項中「又は第四十八條の二十二第三項を」第四十八條の二十二第三項又は第四十八條の二十九の五第二項」に改める。

(特別会計に關する法律の一部改正)

第八條 特別会計に關する法律(平成十九年法律第二十三號)の一部を次のように改正する。
第二百二十四條第一号ホ中「第六項」を「第七

項」に改める。

第九條 特別会計に關する法律の一部を次のように改正する。

第二百二十四條第一号ホ中「第七項」を「第八項」に改める。

審査報告書

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和七年四月八日

外交防衛委員長 滝沢 求

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、政府開発援助を取り巻く環境変化を踏まえ、独立行政法人国際協力機構の業務に關し、開発途上地域の法人等に対する有償資金協力について、その手法として債務の保証及び債券の取得を追加し、開発途上地域の経済及び社会の持続可能性の向上に資する計画に係る業務を追加するとともに、無償資金協力の手法として財産の贈与及び開発途上地域の政府等に代わる債務の弁済を追加するほか、開発途上地域に対する技術協力における委託先を拡大し、無償資金協力のために管理している資金について計画が中断した場合の国庫納付の仕組みを設ける等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一、独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)が開発途上地域の銀行等に対し当該地域の法人等の債務の保証を提供するに当たって、対象となる融資について、銀行等と法人等との間の契約の条件が法人等にとって高利と見込まれる場合又は債権回収の方法に疑義が残る場合には、保証の提供を行わないこと。

二、経済危機・災害・内戦・テロが起きた場合には、信用保証による高額の代位弁済が発生し得るが、求償権による債権の回収は困難となり、信用保証業務の持続性が担保されない懸念がある。そのような場合に備え、機構が信用保証を提供するに当たり、適正な事業規模の管理や再保険等のリスク分散の検討等を通じて持続性を確保すること。

三、求償権による債権の回収は銀行等を通じて行うことが想定されているが、日本の信用保証における回収率は極めて低いとされる。機構が行う信用保証においても、回収率が著しく低ければ当該業務の持続性が担保できない。持続可能な保証料率が他の国際機関や民間が提供する信用保証の保証料率と比較して高くなるようであれば、保証の提供を再検討すること。

四、多くの国際機関や開発銀行が既に信用保証を提供している中で、機構が信用保証を提供しても比較優位はない懸念がある。機構が信用保証業務を行う場合、機構の強みである技術協力や海外協力隊の活動等と合わせて事業の相乗効果が発揮されるよう検討すること。

五、開発途上地域における小規模なビジネスや貧困層の人々への少額の貸付け等の金融サービス

を行う金融機関に対して直接的、間接的に信用保証を提供する場合、更なる注意を払うこと。

また、代位弁済発生後の求償権の行使は慎重に判断すること。

右決議する。

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和七年三月二十七日

衆議院議長 額賀福志郎

参議院議長 関口 昌一殿

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律

独立行政法人国際協力機構法(平成十四年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「有償及び無償の資金供与による協力」を「有償資金協力及び無償資金協力」に改める。

第十三条第一項第二号中「有償の資金供与による協力(資金の供与)」を「有償資金協力(資金の貸付け、債務の保証、社債若しくはこれに準ずる債券

(以下「社債等」という。)の取得又は出資(以下この号において「資金の供与等」という。)をすることによって行われる協力をいい、資金の供与等」に、

「有償資金協力」というを「同じ」に改め、同号口中「又は当該事業を」を「当該資金に係る債務の保証を行い、当該資金の調達のために発行される社債等」を取得し、又は当該開発事業」に改め、同号に

次のように加える。

ハ 我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その設定する計画であつて開発途上地域の経済及び社会の持続可能性の向上に資するものの達成に必要な資金を貸し付け、当該資金に係る債務の保証を行い、又は当該資金の調達のために発行される社債等を取得すること。

第十三条第一項第三号中「無償の資金供与による協力」を「無償資金協力」に、「を贈与する」を「その他の財産を贈与し、又は開発途上地域の政府等に代わつてその債務を弁済する」に、「いい、以下「無償資金協力」というをいう。以下同じ」に改め、同項第四号中「その他民間の団体等」を「その他の我が国の民間の団体その他国際協力に係る知見、技術その他の能力を勘案して外務大臣が指定する者」に改め、「奉仕活動又は」の下に「通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、」を加え、「大学」を「学校等(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校及び同法第百二十四条に規定する専修学校をいう。)」に改める。

第十四条第一項及び第二項中「貸付け」の下に「債務の保証、社債等の取得」を加え、同条第三項中「事業計画又は」を「事業計画、」に改め、「関する計画」の下に「又は同号ハの経済及び社会の持続可能性の向上に資する計画」を加える。

第十七条第二項第二号中「附則第二条第五項」を「附則第二条第七項」に改める。

第十八条第二項中「利息」の下に「、債務保証料、社債等の利子」を加え、「利子及び」を「利子並びに」に改める。

第三十二条第一項中「政府」を「政府その他主務大臣が指定する者」に改める。

第三十五条第一項中「おける贈与」の下に「又は

債務の弁済」を加え、「贈与」を「贈与等」に改め、同条第二項中「贈与」を「贈与等」に改め、「として」の下に「、無償資金協力の計画」とに「を」を加え、同条第三項ただし書中「贈与」を「贈与等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次の一項を加える。

3 機構は、第一項の規定により資金の交付を受けた無償資金協力の計画が中断したと外務大臣が認めるときは、その時点において当該計画の贈与等に充てるために必要となることが見込まれる資金を除き、当該計画のために管理している資金を国庫に納付しなければならない。ただし、外務大臣の承認を受けたときは、当該計画のために管理している資金の全部又は一部を当該計画が中断したと外務大臣が認めた日を含む事業年度の翌事業年度までの贈与等に充てることができる。

第四十二条第一項第三号中「第三十五条第三項」を「第三十五条第三項ただし書又は第四項ただし書」に改め、同条第三項第一号中「貸付け」を「機構が貸し付け、その債務の保証を行い、その社債等を取得し、」に、「受ける」を「する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日の翌日から施行する。(経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(外務省設置法の一部改正)

3 外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十五号中「有償の資金供与による協力」を「有償資金協力」に改める。

投票者氏名				投票者氏名				投票者氏名				投票者氏名			
日程第一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等 に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出) 賛成者氏名				賛成者氏名				賛成者氏名				賛成者氏名			
阿達 雅志君				中曽根弘文君				柴 慎一君				川合 孝典君			
青山 繁晴君				永井 学君				田名部匡代君				田村 まみ君			
赤松 健君				西田 昌司君				辻元 清美君				堂込麻紀子君			
朝日健太郎君				野村 哲郎君				野田 国義君				浜口 誠君			
井上 義行君				長谷川 岳君				長谷川英晴君				井上 哲士君			
石井 準一君				馬場 成志君				橋本 聖子君				岩淵 友君			
石井 正弘君				比嘉奈津美君				藤井 一博君				紙 智子君			
磯崎 仁彦君				藤川 政人君				藤木 眞也君				倉林 明子君			
今井絵理子君				船橋 利実君				古川 俊治君				大門実紀史君			
白井 正一君				星 北斗君				堀井 巖君				山下 芳生君			
衛藤 晟一君				本田 顕子君				舞立 昇治君				大島九州男君			
小野田紀美君				牧野たかお君				松川 るい君				天島 大輔君			
越智 俊之君				松下 新平君				松村 祥史君				山本 太郎君			
太田 房江君				松山 政司君				三浦 靖君				里見 隆治君			
加田 裕之君				三原しゅん子君				三宅 伸吾君				下野 六太君			
梶原 大介君				宮崎 雅夫君				宮沢 洋一君				高橋 次郎君			
神谷 政幸君				宮本 周司君				森 まさこ君				竹内 真二君			
こやり隆史君				森屋 宏君				山下 雄平君				谷合 正明君			
古賀友一郎君				山田 太郎君				山田 俊男君				西田 実仁君			
上月 良祐君				山田 宏君				山谷えり子君				三浦 信祐君			
佐藤 信秋君				山本 啓介君				山本佐知子君				矢倉 克夫君			
酒井 庸行君				山本 順三君				吉井 章君				山口那津男君			
清水 真人君				吉川ゆうみ君				和田 政宗君				横山 信一君			
白坂 亜紀君				若林 洋平君				渡辺 猛之君				青島 健太君			
末松 信介君				青木 愛君				石垣のりこ君				石井 章君			
高橋 克法君				石川 大我君				石橋 通宏君				猪瀬 直樹君			
滝沢 求君				打越さく良君				小沢 雅仁君				嘉田由紀子君			
武見 敬三君				小沼 巧君				大椿ゆうこ君				金子 道仁君			
鶴保 庸介君				奥村 政佳君				鬼木 誠君				柴田 巧君			
友納 理緒君				勝部 賢志君				川田 龍平君				中条きよし君			
豊田 俊郎君				木戸口英司君				岸 真紀子君				松沢 成文君			
				熊谷 裕人君				小西 洋之君				柳ヶ瀬裕文君			
				古賀 千景君				古賀 之土君				伊藤 孝恵君			
				斎藤 嘉隆君				塩村あやか君				上田 清司君			

白井 正一君	江島 潔君	三浦 靖君	三原じゅん子君	里見 隆治君	塩田 博昭君	齊藤健一郎君	大野 泰正君
衛藤 晟一君	小川 克巳君	三宅 伸吾君	宮崎 雅夫君	下野 六太君	杉 久武君	神谷 宗幣君	鈴木 宗男君
小野田紀美君	越智 俊之君	宮沢 洋一君	宮本 周司君	高橋 次郎君	高橋 光男君	寺田 静君	ながえ孝子君
大家 敏志君	太田 房江君	森 まさこ君	森屋 宏君	竹内 真二君	竹谷とし子君	長浜 博行君	平山佐知子君
岡田 直樹君	加田 裕之君	山下 雄平君	山田 太郎君	谷合 正明君	新妻 秀規君	宮口 治子君	
加藤 明良君	梶原 大介君	山田 俊男君	山田 宏君	西田 実仁君	平木 大作君		
片山さつき君	神谷 政幸君	山谷えり子君	山本 啓介君	三浦 信祐君	安江 勝君		
北村 経夫君	こやり隆史君	山本佐知子君	山本 順三君	矢倉 克夫君	安江 伸夫君	反対者氏名	一名
小林 一大君	古賀友一郎君	吉井 章君	吉川ゆうみ君	山口那津男君	山本 博司君	浜田 聡君	
古庄 玄知君	上月 良祐君	和田 政宗君	若林 洋平君	横山 信一君	若松 謙維君		
佐藤 啓君	佐藤 信秋君	渡辺 猛之君	青木 愛君	青島 健太君	浅田 均君		
佐藤 正久君	酒井 庸行君	石垣のりこ君	石川 大我君	石井 章君	石井 苗子君		
櫻井 充君	清水 真人君	石橋 通宏君	打越さく良君	猪瀬 直樹君	梅村みずほ君		
自見はなこ君	白坂 亜紀君	小沢 雅仁君	小沼 巧君	嘉田由紀子君	片山 大介君		
進藤金日子君	末松 信介君	大椿ゆうこ君	奥村 政佳君	金子 道仁君	串田 誠一君		
田中 昌史君	高橋 克法君	鬼木 誠君	勝部 賢志君	柴田 巧君	高木かおり君		
高橋はるみ君	滝沢 求君	川田 龍平君	木戸口英司君	中条きよし君	藤巻 健史君		
滝波 宏文君	武見 敬三君	岸 真紀子君	熊谷 裕人君	松沢 成文君	松野 明美君		
柘植 芳文君	鶴保 庸介君	小西 洋之君	古賀 千景君	柳ヶ瀬裕文君	山口 和之君		
堂故 茂君	友納 理緒君	古賀 之士君	斎藤 嘉隆君	伊藤 孝恵君	磯崎 哲史君		
豊田 俊郎君	中曽根弘文君	塩村あやか君	柴 慎一君	上田 清司君	川合 孝典君		
中西 祐介君	永井 学君	田島麻衣子君	田名部匡代君	榛葉賀津也君	田村 まみ君		
長峯 誠君	西田 昌司君	高木 真理君	辻元 清美君	竹詰 仁君	堂込麻紀子君		
野上浩太郎君	野村 哲郎君	徳永 エリ君	野田 国義君	芳賀 道也君	浜口 誠君		
羽生田 俊君	長谷川 岳君	羽田 次郎君	広田 一君	浜野 喜史君	舟山 康江君		
長谷川英晴君	馬場 成志君	福島みずほ君	福山 哲郎君	井上 哲士君	伊藤 岳君		
橋本 聖子君	比嘉奈津美君	牧山ひろえ君	三上 えり君	岩渕 友君	紙 智子君		
藤井 一博君	藤川 政人君	水岡 俊一君	水野 素子君	吉良よし子君	倉林 明子君		
藤木 眞也君	船橋 利実君	村田 享子君	森本 真治君	小池 晃君	大門実紀史君		
古川 俊治君	星 北斗君	森屋 隆君	横沢 高德君	仁比 聡平君	山下 芳生君		
堀井 巖君	本田 顕子君	吉川 沙織君	秋野 公造君	山添 拓君	大島九州男君		
舞立 昇治君	牧野たかお君	伊藤 孝江君	石川 博崇君	木村 英子君	天畠 大輔君		
松川 るい君	松下 新平君	上田 勇君	河野 義博君	船後 靖彦君	山本 太郎君		
松村 祥史君	松山 政司君	窪田 哲也君	佐々木さやか君	伊波 洋一君	高良 鉄美君		
						賛成者氏名	二二〇名
						日程第三 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	
						阿達 雅志君	青木 一彦君
						青山 繁晴君	赤池 誠章君
						赤松 健君	浅尾慶一郎君
						朝日健太郎君	有村 治子君
						井上 義行君	生稲 晃子君
						石井 準一君	石井 浩郎君
						石井 正弘君	石田 昌宏君
						磯崎 仁彦君	猪口 邦子君
						今井絵理子君	岩本 剛人君
						白井 正一君	江島 潔君
						衛藤 晟一君	小川 克巳君
						小野田紀美君	尾辻 秀久君
						越智 俊之君	大家 敏志君
						太田 房江君	岡田 直樹君
						加田 裕之君	加藤 明良君
						梶原 大介君	片山さつき君
						神谷 政幸君	北村 経夫君
						こやり隆史君	小林 一大君
						古賀友一郎君	古庄 玄知君
						上月 良祐君	佐藤 啓君
						佐藤 信秋君	佐藤 正久君
						酒井 庸行君	櫻井 充君

清水 真人君	自見はなこ君
白坂 亜紀君	進藤金日子君
末松 信介君	田中 昌史君
高橋 克法君	高橋はるみ君
滝沢 求君	滝波 宏文君
武見 敬三君	柘植 芳文君
鶴保 庸介君	堂故 茂君
友納 理緒君	豊田 俊郎君
中曽根弘文君	中西 祐介君
永井 学君	長峯 誠君
西田 昌司君	野上浩太郎君
野村 哲郎君	羽生田 俊君
長谷川 岳君	長谷川英晴君
馬場 成志君	橋本 聖子君
比嘉奈津美君	藤井 一博君
藤川 政人君	藤木 眞也君
船橋 利実君	古川 俊治君
星 北斗君	堀井 巖君
本田 顕子君	舞立 昇治君
牧野たかお君	松川 るい君
松下 新平君	松村 祥史君
松山 政司君	三浦 靖君
三原じゅん子君	三宅 伸吾君
宮崎 雅夫君	宮沢 洋一君
宮本 周司君	森 まさこ君
森屋 宏君	山下 雄平君
山田 太郎君	山田 俊男君
山田 宏君	山谷えり子君
山本 啓介君	山本佐知子君
山本 順三君	吉井 章君
吉川ゆうみ君	和田 政宗君
若林 洋平君	渡辺 猛之君
青木 愛君	石垣のりこ君

石川 大我君	石橋 通宏君
打越さく良君	小沢 雅仁君
小沼 巧君	大椿ゆうこ君
奥村 政佳君	鬼木 誠君
勝部 賢志君	川田 龍平君
木戸口英司君	岸 真紀子君
熊谷 裕人君	小西 洋之君
古賀 千景君	古賀 之士君
斎藤 嘉隆君	塩村あやか君
柴 慎一君	田島麻衣子君
田名部匡代君	高木 真理君
辻元 清美君	徳永 エリ君
野田 国義君	羽田 次郎君
広田 一君	福島みずほ君
福山 哲郎君	牧山ひろえ君
三上 えり君	水岡 俊一君
水野 素子君	村田 享子君
森本 真治君	森屋 隆君
横沢 高德君	吉川 沙織君
秋野 公造君	伊藤 孝江君
石川 博崇君	上田 勇君
河野 義博君	窪田 哲也君
佐々木さやか君	里見 隆治君
塩田 博昭君	下野 六太君
杉 久武君	高橋 次郎君
高橋 光男君	竹内 真二君
竹谷とし子君	谷合 正明君
新妻 秀規君	西田 実仁君
平木 大作君	三浦 信祐君
宮崎 勝君	矢倉 克夫君
安江 伸夫君	山口那津男君
山本 博司君	横山 信一君
若松 謙維君	青島 健太君

浅田 均君	石井 章君
石井 苗子君	猪瀬 直樹君
梅村みずほ君	嘉田由紀子君
片山 大介君	金子 道仁君
串田 誠一君	柴田 巧君
高木かおり君	中条きよし君
藤巻 健史君	松沢 成文君
松野 明美君	柳ヶ瀬裕文君
山口 和之君	伊藤 孝恵君
磯崎 哲史君	上田 清司君
川合 孝典君	榛葉賀津也君
田村 まみ君	竹詰 仁君
堂込麻紀子君	芳賀 道也君
浜口 誠君	浜野 喜史君
舟山 康江君	大島九州男君
木村 英子君	天畠 大輔君
船後 靖彦君	山本 太郎君
伊波 洋一君	高良 鉄美君
齊藤健一郎君	大野 泰正君
鈴木 宗男君	寺田 静君
ながえ孝子君	長浜 博行君
平山佐知子君	宮口 治子君
井上 哲士君	伊藤 岳君
岩渕 友君	紙 智子君
吉良よし子君	倉林 明子君
小池 晃君	大門実紀史君
仁比 聡平君	山下 芳生君
山添 拓君	浜田 聡君
神谷 宗幣君	

反対者氏名

一三名

診療報酬の付増請求等及び保険医療機関の支援に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年三月二十一日 塩村あやか

参議院議長 関口 昌一殿

診療報酬の付増請求等及び保険医療機関の支援に関する質問主意書

診療報酬の付増請求等(以下「診療報酬の付増請求等」という。)が行われている可能性がある。そのため、被保険者が診療報酬の付増請求等を受けたと感じた際に相談できる窓口が必要である。また、診療が過剰か否かをチェックする仕組みを設ける必要がある。特に、こどもの医療については、医療費助成により被保険者の自己負担がない地方公共団体もあり、診療報酬の付増請求等への意識が希薄になると懸念する。

医療費が無料の場合、被保険者に医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書(以下「診療明細書等」という。)を渡す義務がない。そのため、診療報酬の付増請求等が行われやすく、フツ素塗布のみで高額な医療費が掛かっているなどの事例が生じている。また、必要性の乏しい抗菌薬の処方が増加することで薬剤耐性菌が発生するなど、健康への悪影響の懸念等も指摘されている。

国民一人一人が自らに掛かっている医療費を意識できるようにするため、医療費助成等により医療費が無料であったとしても、診療明細書等の発行を義務付けるべきである。また、診療報酬の付増請求等が行われる要因の一つである経営難に

陥っている保険医療機関に対する支援が必要である。特に、物価高騰、人件費上昇等の影響が大きいと思われる都市部の病院に対しては、早急に支援を行うべきである。

以上を踏まえ、以下質問する。

一 令和六年度の厚生労働科学研究において、こどもの医療費助成が地方公共団体で導入されたことによる受診行動の変容や医療費の増減、抗菌薬処方への影響等について分析されたと承知しているが、研究成果を示されたい。また、こどもの医療費助成と過剰診療との関係の有無について政府の見解を示されたい。

二 診療報酬の付増請求等により、毎年度、保険医療機関等の指定取消等の事例があると承知している。保険医療機関等の指定取消等に係る端緒となった被保険者からの情報提供の件数及び指定取消処分全体の件数に占める割合を示されたい。

三 被保険者が診療報酬の付増請求等に気付いた際の厚生労働省（地方支分部局を含む。）の連絡先及びその周知方法（ホームページ掲載を除く。）を示されたい。また、厚生労働省は、被保険者が不正請求等に気付いた際には、当該連絡先に情報提供を行うよう啓発していくべきと考え、政府の見解を示されたい。

四 診療が過剰か否かの確認はどのように行われているか示されたい。また、保険医療機関及び保険医療費担当規則第二十条の規定はどのように担保されているのか示されたい。

五 地方公共団体におけるこどもの医療費助成により、診療明細書等の被保険者への交付が義務付けられていない法的根拠を示されたい。診療明細書等の交付がなければ、被保険者が診療報酬の付増請求等に気付くことができないと思料

する。これを防ぐため、保険医療機関に対し緊急に、公費負担医療、地方単独医療費助成等により、自己負担のない被保険者への診療明細書等の交付を例外なく義務付けるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

六 診療明細書等のうち、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書について、現在、個別の診療報酬点数等の算定項目が記載されたものとなっている。被保険者が自らに掛かっている医療費をより意識できるよう、それぞれの算定項目の金額が分かる記載に改めるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

七 都市部の病院の経営悪化を支援するため、次期診療報酬改定において物価や賃上げによる影響等が自動的に反映される仕組みを導入すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

八 次期診療報酬改定を待たず、更なる補助金等による対応により、保険医療機関へ早急な支援を行うべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和七年四月一日

内閣総理大臣 石破 茂
参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員塩村あやか君提出診療報酬の付増請求等及び保険医療機関の支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員塩村あやか君提出診療報酬の付増請求等及び保険医療機関の支援に関する質問に対する答弁書
一について
御指摘の「過剰診療との関係関係」の意味する

ところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「令和六年度の厚生労働科学研究については、令和六年度 厚生労働科学研究費補助金公募要項（一次）（令和五年十二月二十二日厚生労働省大臣官房厚生科学課作成）」に基づき、「こどもの医療費無償化による」「受診行動の変化により、抗菌薬等の薬剤処方の動向やその後の健康状態等への影響についても分析」が行われ、当該研究の結果について、現在取りまとめが行われているところと承知しており、現時点において、お尋ねの「研究成果」及びこれを前提とした「見解」についてお答えすることは困難である。

二について

お尋ねの「毎年度・・・示されたい」の具体的に指し示す範囲が明らかではないが、例えば、令和四年度及び令和五年度において、お尋ねの「被保険者からの情報提供」が「端緒となった」「保険医療機関等の指定取消」の「件数」は、それぞれ、八件及び五件であり、また、「保険医療機関等」の「指定取消処分全体の件数」のうち、これらの「件数」の割合は、それぞれ、約四十四・四パーセント及び約二十三・八パーセントである。

三について

お尋ねの「連絡先及びその周知方法」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「被保険者が診療報酬の付増請求等に気付いた場合等における被保険者からの情報の提供先としては、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第七百十条の四等の規定及び厚生労働省組織規則第七百三十五條の二及び第七百五十一條の二に規定する地方厚生局及び四国厚生支局の分室の公の名称に関する訓令（平成二十年厚生労働省訓第五号）に

において、「保険医療機関、・・・保険医・・・に対する監督を行うこと等を所掌事務とする厚生労働省の各地方厚生局（地方厚生支局を含む。以下同じ。）の医療課及び指導監査課並びに各地方厚生局に置く分室の各事務所を想定しているところ、御指摘の「周知」や「啓発」については、今後、必要に応じて検討してまいりたい。

四の前後について

御指摘の「診療が過剰か否か」の意味するところが必ずしも明らかではないが、仮に、例えば御指摘の「抗菌薬の処方」の「必要性」が「乏しい」「か否か」と解すれば、お尋ねの「確認」については、「抗菌薬の処方」に係る個別の診療報酬請求の審査において、審査支払機関が、個別の症例に応じて、保険医療機関及び保険医療費担当規則（昭和三十三年厚生省令第十五号）、診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）等に基づき、適切に行っているところである。

四の後段について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「保険医療機関及び保険医療費担当規則第二十条の規定」の遵守を「担保」する仕組みとしては、例えば、健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第八十条第一号等の規定や「保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について」（平成七年十二月二十二日付け保発第百十七号厚生省保険局長通知）の別添「指導大綱」及び別添「監査要綱」に基づき、「被保険者等から診療内容又は診療報酬の請求に関する情報の提供があり」、「地方厚生（支局及び都道府県が共同で行う）都道府県個別指導が必要と認められた保険医療機関等」については、地方厚生局において、「原則として

全件都道府県個別指導を実施する」とこととする
とともに、「指導の結果」、「診療内容に不正又は
著しい不当があったことを疑うに足りる理由が
あるとき」に「該当すると判断した場合」等につ
いては監査を行った上で、「故意に不正又は不
当な診療を行ったもの」等に「該当するときに
は」、法第八十条の規定に基づく保険医療機関
等の指定の取消し又は法第八十一条の規定に基
づく保険医等の登録の取消しを行い、「速やか
にその旨を公示する」とこととしており、加え
て、四の前提についてでお答えしたとおり、審
査支払機関において、個別の症例に応じて、個
別の診療報酬請求の審査を行っているところで
ある。

五について

御指摘の「地方公共団体におけるこどもの医
療費助成については、地方自治体が地方単独
事業として実施しているものであることから、
これに関するお尋ねについて政府としてお答え
する立場にない。なお、御指摘の「診療明細書
等の被保険者への交付」については、保険医療
機関は、保険医療機関及び保険医療費担当規則
第五条の二第一項において、「患者から費用の
支払を受けるときは、正当な理由がない限り、
個別の費用ごとに区分して記載した領収証を無
償で交付しなければならない」とし、同条第二
項において、「前項に規定する領収証を交付す
るときは、正当な理由がない限り、当該費用の
計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書
を交付しなければならない」とした上で、「医療
費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の
算定項目の分かる明細書の交付について」(令和
六年三月五日付け保発〇三〇五第十一号厚生労
働省保険局長通知。以下「令和六年通知」とい
う。)において、「明細書を常に交付することが

困難であることについて正当な理由」があつて
「患者から求められたときに交付することです
り」とされている診療所等を除き、「レセプト
電子請求が義務付けられた保険医療機関及び保
険薬局は、公費負担医療の対象である患者等、
一部負担金等の支払いがない患者(当該患者の
療養に要する費用の負担の全額が公費により行
われるものを除く。)についても、明細書を無償
で発行しなければならないこと」としている
ところである。

六について

御指摘の「個別の診療報酬の算定項目の分か
る明細書」については、令和六年通知におい
て、「療養の給付に係る一部負担金等の費用の
算定の基礎となつた項目・・・ごとに明細が記
載されているものとし、具体的には、個別の診
療報酬点数又は調剤報酬点数の算定項目・・・
が分かるものであること」とし、御指摘の「それ
ぞれの算定項目の金額」については、「診療明細
書等」の「個別の診療報酬点数」に、診療報酬の
算定方法第二号に規定する「一点の単価」の「十
円」を乗じることにより、算出することが可能
であり、また、御指摘の「診療明細書等」に「診
療報酬点数」を「記載」することは、医療従事者
等関係者の間に定着していることから、御指摘
のように「金額が分かる記載に改めるべき」とは
考えていない。

七について

御指摘の「影響等」及び「自動的に反映される
仕組み」の意味するところが必ずしも明らかで
はないが、お尋ねの「次期診療報酬改定」にお
ける「物価や賃上げ」への対応については、令和七
年三月五日の参議院予算委員会において、政府
参考人が「令和六年度の診療報酬改定や昨年の
補正予算において物価高騰や賃上げに対応する

観点から対策を行うとともに、来年度予算案に
おきましても、低所得者に配慮しつつ、医療機
関の入院時の食費基準の引上げを行うこととし
ており、まずは、これらの取組を通じて必要な
支援が医療現場に届くように取り組んでまいり
たいと思っております。・・・物価等の動向、
医療機関の経営状況など、足下の情勢もよく把
握した上で次期診療報酬改定を始めとした必要
な対応を検討してまいりたい」と答弁している
とおりである。

八について

お尋ねについては、令和七年三月十四日の衆
議院厚生労働委員会において、福岡厚生労働大
臣が「令和六年度の診療報酬改定であつたり、
また、昨年末に成立いたしました補正予算にお
きまして、物価高騰や賃上げに対応する観点か
ら対応を行っておりますとともに、令和七年度
の予算案では、低所得者の方に配慮しながら、
医療機関の入院時の食費基準の引上げなどを行
うこととしておりまして、まずはこうした措置
を着実に実施し、必要な支援が医療現場に行き
届くように取り組んでいきたいと考えていま
す。その上で、今後、これから現場に行き届く
補正予算の効果であつたり、物価などの動向、
経営状況など、・・・情勢の変化もしっかりと
把握した上で適切に対応してまいりたい」と、
また、同月二十一日の参議院予算委員会にお
いて、同大臣が「従来より、福祉医療機構による
資金繰り支援のための融資行わせていただい
ておるところでございますが、・・・今後、この
資金繰りの支援のための融資の特例などの対策
について進めてまいりたい」と答弁していると
おりである。

フジ・メディア・ホールディングスの外資比
率と総務省の対応の適切性に関する質問主
意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提
出する。

令和七年三月二十四日

浜田 聡

参議院議長 関口 昌一殿

フジ・メディア・ホールディングスの外資
比率と総務省の対応の適切性に関する質問
主意書

電波法第五条第四項第三号では、認定放送持株
会社の議決権ベースの外資比率(以下「外資比率」
という。)が五分の一以上となる場合を放送免許の
欠格事由と定めている。外資比率が五分の一以上
の場合は、放送法第九十三条による基幹放送事業
者の認定を受けることができない。認定放送持株
会社フジ・メディア・ホールディングス(以下「フ
ジHD」という。)は二〇二二年四月、二〇二二年
九月末から二〇一四年三月末までの約一年半の
間、外資比率が五分の一を超え、欠格事由に該当
する状態であつたことを公表している。

しかし、この重大な問題は二〇二二年四月まで
一切公表されておらず、秘密裏に解消されてい
た。これに対し、放送業界を所管する武田良太総
務大臣(当時)は、二〇二二年四月九日の記者会見
において、「認定放送持株会社としての認定につ
いて、外資規制違反の状態がその時点で存在しな
いのであれば、放送法上、認定の取消しを行うこ
とができない」(以下「外資規制違反事案に対する
総務大臣の見解」という。)などとして、フジHD
の事業認定を取り消さなかつた。

この事案により、総務省が外資規制違反に係る

報告を受けた時点で取消事由が解消されていれば、欠格事由という重大な違反があったとしても、取消処分を回避できるという制度の不備が明らかとなった。なお、武田総務大臣(当時)は、東北新社が二〇一七年一月にBSチャンネルの事業認定を受けた際、同社の外資比率は五分の一を超えており、認定に重大な瑕疵があることを理由として同社の認定を取り消した。二〇一七年九月二十五日付の総務省の通知文書(総情放第六七号)(以下「当該通知文書」という。)には「外国人等の議決権の計算方法は、基幹放送事業者等において、放送法一六条第二項の規定により、外国人等からの株主名簿への記載又は記録(以下「名義書換」という。)の請求を拒むこととした場合、当該名義書換を拒否した株式の数に係る議決権については、分母となる「計算の基礎となる総議決権数」に含めない取扱いとする。」と記載されている。また、「名義書換拒否した株式の数に係る議決権」について、分母となる「計算の基礎となる総議決権数」に含める旨の通知(平成一四年八月三〇日総情上第九一号。以下「平成一四年通知」という。)を発出した。」との記載もある。 そこで、当事務所は、フジHDの有価証券報告書に基づき、当該通知文書別紙に記載された「基幹放送事業者等における放送法九三条第一項第六号二等に規定する議決権の計算に当たつての外国人等の取得した株式の取り扱いについて」に記されている計算方法により、各決算期の外資比率を再計算した。以下は、フジHDの有価証券報告書に記載された議決権個数に関する情報及び当事務所で計算した外資比率の結果である。 二〇〇九年三月期 総議決権個数…二百三十六万四千二百九十 八	自己株式に係る議決権個数…六万二千二百二株主名簿への名義書換を拒否した株式に係る議決権個数…十五万五千五百九十七 外国人等の所有議決権数…四十六万六千三百九 外資比率…二十一・四一％ 二〇一〇年三月期 総議決権個数…二百三十六万四千二百九十 八 自己株式に係る議決権個数…六万二千二百二株主名簿への名義書換を拒否した株式に係る議決権個数…十一万九千二百七十一 外国人等の所有議決権数…四十六万六千三百九 外資比率…二十一・〇九％ 二〇一一年三月期 総議決権個数…二百三十六万四千二百九十 八 自己株式に係る議決権個数…六万二千二百二株主名簿への名義書換を拒否した株式に係る議決権個数…二十三万三千四百 外国人等の所有議決権数…四十六万六千三百九 外資比率…二十二・二二％ 二〇一二年三月期 総議決権個数…二百三十六万四千二百九十 八 自己株式に係る議決権個数…二万二千三百五十二 株主名簿への名義書換を拒否した株式に係る議決権個数…十三万百 外国人等の所有議決権数…四十六万八千三百八十九 外資比率…二十一・一八％	二〇一三年三月期 総議決権個数…二百三十六万四千二百九十 八 自己株式に係る議決権個数…二万二千三百五十二 株主名簿への名義書換を拒否した株式に係る議決権個数…十六万三千八百九十七 外国人等の所有議決権数…四十六万八千三百八十九 外資比率…二十一・五〇％ 二〇一四年三月期 総議決権個数…二百三十六万四千二百六十 一 自己株式に係る議決権個数…二万二千三百五十二 株主名簿への名義書換を拒否した株式に係る議決権個数…二十七万七千八百九十 外国人等の所有議決権数…四十六万八千三百八十一 外資比率…二十二・六九％ 二〇一五年三月期 総議決権個数…二百三十六万四千二百三十 一 自己株式に係る議決権個数…二万二千三百五十二 株主名簿への名義書換を拒否した株式に係る議決権個数…二十四万四千四百十八 外国人等の所有議決権数…四十六万八千三百七十五 外資比率…二十二・三三％ 二〇一六年三月期 総議決権個数…二百三十六万四千二百二十 一 自己株式に係る議決権個数…二万二千三百五十二	株主名簿への名義書換を拒否した株式に係る議決権個数…十七万六千 外国人等の所有議決権数…四十六万八千三百七十三 外資比率…二十一・六三％ 二〇一七年三月期 総議決権個数…二百三十六万四千二百二十 八 自己株式に係る議決権個数…二万二千三百五十二 株主名簿への名義書換を拒否した株式に係る議決権個数…二十四万三千四百三十二 外国人等の所有議決権数…四十六万八千三百七十五 外資比率…二十二・三二％ 以上のとおり、二〇〇九年三月期から二〇一七年三月期までの九決算期において、フジHDの外資比率が、五分の一を上回ることが明らかになった。 これらを踏まえ、以下質問する。 一 総務省は、当該通知文書をウェブサイト等で公開しているか示されたい。公開していない場合、その理由を示されたい。 二 総務省は、当該通知文書を発出した時点で、二〇〇九年三月期から二〇一七年三月期までの九決算期において、フジHDの外資比率が五分の一を上回っていたことを認識していたか示されたい。認識していた場合、五分の一を超えていたことを公開しなかった理由を示されたい。認識していなかった場合、放送業界を所管する官庁として確認作業を怠つた理由を示されたい。 三 フジHDは、二〇〇九年三月期から二〇一七年三月期までの九決算期において、外資比率が
---	---	---	--

五分の一を上回っていたことを本質問主意書提出時点で、投資家に適時開示していない。フジHDの当該対応について、監督官庁としての総務省の見解を示すとともに、投資家保護と情報開示姿勢の観点から財務省あるいは金融庁の見解を示された。

四 フジHDが、二〇〇九年三月期から二〇一七年三月期の九回にわたる定時株主総会において、外資比率が五分の一を超えていたことを考慮すると、外資規制違反事案に対する総務大臣の見解が一般的に通用するとは考えられない。議決権の計算方法について過誤があったとしても、フジHDは、二〇〇九年三月期から二〇一七年三月期までの九決算期の間、欠格事由に該当する状態であったことを本質問主意書提出時点で、投資家に全く開示していない。フジHDが投資家に対する説明責任も果たさずに、平然と公共の電波を使用することについて、投資家や国民の理解は得られないと思考する。フジHDが二〇〇九年三月期から二〇一七年三月期までの九決算期の間、欠格事由に該当する状態であったことを投資家に全く開示しないことについて、総務省が問題視していないことに対する政府の見解を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となつても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年四月四日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員浜田聡君提出フジ・メディア・ホールディングスの外資比率と総務省の対応の適切性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出フジ・メディア・ホールディングスの外資比率と総務省の対応の適切性に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「当該通知文書」については、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十三条第一項第七号二の議決権に係る計算に当たつての同号イからハまでに掲げる者が取得した株式の取扱い等を、当該計算を行う同法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者等に対して通知したものであり、広く国民に周知することを目的としたものではないため、公開していない。

二について

御指摘の「九決算期」のうち、平成二十四年九月末から平成二十六年三月末までに係る決算期（以下「二決算期」という。）については、令和三年四月十三日の衆議院総務委員会において、政府参考人が「総務省では、フジ・メディア・ホールディングスから、二十四年十二月月上旬頃に、二十二年九月末から十四年三月末までの間、外資規制違反状態であったことなどについての報告等を受けました。」と答弁したとおり、総務省において、株式会社フジ・メディア・ホールディングスの議決権の総数に対する外国人等（放送法第六十一条第一項に規定する外国人等をいう。以下同じ。）の議決権の割合が、平成二十四年九月末から平成二十六年三月末までの間において、御指摘の「平成一四年通知」で通知した計算方法により、五分の一以上

であったことを、お尋ねの「時点」で認識していた。お尋ねの「公開しなかった理由」については、同日の同委員会において、政府参考人が「外資規制違反という重要な事実を当時総務省で把握したのでありますので、御指摘のとおり、公表することが適切であったと考えられます。したがって、その点において、当時の担当者の認識が甘かったと言わざるを得ないと考えております。」と答弁したとおりである。

また、御指摘の「九決算期」のうち、二決算期以外の決算期については、同社の議決権の総数に対する外国人等の議決権の割合は、御指摘の「平成一四年通知」で通知した計算方法により、五分の一未満であったと認識している。

三及び四について

御指摘の「九決算期」のうち、二決算期については、お尋ねの「適時開示が、金融商品取引所の規則に基づいて当該金融商品取引所に上場している企業が行う適時開示を指すのであれば、平成二十四年九月末から平成二十六年三月末までの間における株式会社フジ・メディア・ホールディングスの議決権の総数に対する外国人等の議決権の割合が五分の一以上であったことに関しは、同社において株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第四百二条の規定に基づく開示を行ったと承知している。

また、御指摘の「九決算期」のうち、二決算期以外の決算期については、二について述べたとおり、株式会社フジ・メディア・ホールディングスの議決権の総数に対する外国人等の議決権の割合は五分の一未満であったと認識している。

千葉県知事選挙の候補者であった立花孝志氏に対する傷害事件発生時の警察の現場対応の妥当性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年三月二十四日

参議院議長 関口 昌一殿

浜田 聡

千葉県知事選挙の候補者であった立花孝志氏に対する傷害事件発生時の警察の現場対応の妥当性に関する質問主意書

二〇二五年三月十六日に執行された第二十二回千葉県知事選挙の候補者であった立花孝志氏が、選挙運動期間中、聴衆によって切り付けられ負傷する事件が起きた。事件が起きたのは同年三月十四日十七時九分、東京都千代田区霞が関一丁目三番一号の経済産業省本館西側の車両出入口付近の比較的広い歩道上のことである。財務省前の歩道上では国民有志による大規模なデモ活動が行われており、立花氏はその場を訪れることを事前に動画配信サイトで告知していたため、現地には百名程度の聴衆が集まり、四、五名の警察官が警備に当たっている状況であった。現場に到着した立花氏は街頭演説に先立って希望者との握手や写真撮影に応じており、約三十名が列に並んでいた。約十名の対応を終えた際、立花氏の支援者を装った男性がナタを用いて立花氏の頭部を切り付ける凶行に及んだ。事件発生時、すぐに男性を取り押さえたのは、立花氏との握手を済ませた一般人であり、現場が騒然となる中、男性の左手を当該一般人、右手を立花氏の関係者が取り押さえていた。その間、現場に居た警察官は、被害者である立花氏の状態を確認したものの男性を数分間にわたって放置した。凶器となったナタもそのまま現

場に放置される状態が続いている中で、警察官が何もせず立っている状況が犯行当時を捉えた映像に残されている。このことを踏まえて、以下質問する。

一 事件に巻き込まれ困っているとき、そこに駆けつけ身を置いて守り、犯行に及んだ者を直ちに確保することが警察官の使命だと承知する。前記のとおり、男性を即座に取り押さえることもなく、居合わせた一般人に委ねていた現場に居た警察官の対応には瑕疵があると思料するが政府の見解を示されたい。

二 現場に居た警察官は、男性から傷害を受けた立花氏にのみ注意を向け、男性を取り押さえていた一般人が三針を縫う負傷を負っていたことには気が付いていない状況であった。このような警察官の状況判断には瑕疵があったと思料するが政府の見解を示されたい。

三 現場に居た警察官が犯行に使用されたナタを放置していたことは、二次的な危険性を鑑みて危険であり、不適切な対応だと思料するが政府の見解を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。右質問する。

令和七年四月四日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員浜田聡君提出千葉県知事選挙の候補者であった立花孝志氏に対する傷害事件発生時の警察の現場対応の妥当性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出千葉県知事選挙の候補者であった立花孝志氏に対する傷害事件発生時の警察の現場対応の妥当性に関する質問に対する答弁書

一から三までについて
御指摘の事件については、警視庁において現在捜査中であり、お尋ねについてお答えすることは差し控えたいが、いずれにせよ、御指摘の「現場に居た警察官の「対応」や「状況判断」についても、同庁において確認しているものと承知している。

「経営・管理」の在留資格を悪用した外国人移住の実態に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和七年三月二十五日

神谷 宗幣

参議院議長 関口 昌一殿

「経営・管理」の在留資格を悪用した外国人移住の実態に関する質問主意書

外国人による「経営・管理」の在留資格や永住権の不正取得が深刻な問題となっている。特に、近年、中国人富裕層が、日本の高品質な医療サービスを低コストで享受するため、日本に会社を設立し、「経営・管理」の在留資格を取得して移住する事案が増えている。また、日本の公的医療保険制度を利用して高額な医療を受けた後、保険料を滞納したまま帰国するケースも報告されている。産経新聞は二〇二五年三月十六日、「日本に会社」で医療天国」と評し、こうした移住の背景には中国人富裕層に日本への移住を斡旋する業者の存在があると指摘している。これらの業者は、中国人

富裕層に「経営・管理」の在留資格を取得させるため、ペーパーカンパニーを設立し、虚偽の事業計画書や売上報告書を作成するなどして、高額な手数料を徴収しているという。その結果、経営実態のない企業が乱立し、在留資格制度の信頼性が揺らいでいる。

この問題は、特区民泊を利用したケースにも及んでいる。読売新聞は二〇二五年二月二十八日、大阪市内で認定を受けた特区民泊のうち、中国人又は中国系法人が運営している施設が四十一％を占める旨報道した。また、中国のSNS上では「日本語不要」、「民泊が簡単」などの情報が拡散され、中国人富裕層は、経営実態がないにもかかわらず「経営・管理」の在留資格を取得し、民泊経営は在留資格を得る手段として利用されている。このような状況は、制度の悪用を助長し、地域社会へ悪影響を及ぼすことも懸念される。

さらに、中国国家安全全部が、移民を通じて日本の自治体や地域社会に影響を及ぼそうとしているとの指摘もある。中国の「国防動員法」や「国家情報法」では、海外在住の中国人も国家の指示に従う義務を負っており、日本における経済・不動産取引を通じて中国が影響力を拡大する動きが懸念される。

これらの問題に対応するため、「経営・管理」の在留資格要件を厳格化し、法人登記時の実態審査を強化するとともに、バーチャルオフィスを利用したペーパーカンパニーの排除や登記後の事業実態の定期確認を導入することが急務である。また、外国人の公的医療保険加入条件を見直し、社会保障制度の悪用を防ぐ対策も必要である。在留資格の不正取得を仲介する斡旋業者に対する監視体制や取締りの強化、名義貸しの禁止が求められる。さらに、外国人移住が日本の安全保障に及ぼ

す影響を精査し、国としての監視体制を整えるべきである。

一 「経営・管理」の在留資格を取得することを目的として、日本国内にペーパーカンパニーを設立し、虚偽の事業計画書や取引記録を提出する手口が横行している。特に、名義貸しを行う斡旋業者の存在が指摘されており、実際には経営に関与しない外国人が「経営・管理」の在留資格を取得しているケースも確認されている。このような不正について、政府の把握状況を示されたい。また、これまでに摘発された事案がある場合、その件数を示されたい。

二 前記問題に対し、政府は斡旋業者に対する監視体制・取締体制をどのように強化する予定か示されたい。特に、在留資格審査の厳格化に加え、不正取得に関与した斡旋業者や仲介業者への規制強化、名義貸しの禁止措置などを検討しているのか示されたい。

三 ペーパーカンパニーが容易に設立できる要因として、法人登記の要件が不十分である点が指摘されている。例えば、バーチャルオフィスを利用した事案、資本金の一時的な払込みにより形式的に登記要件を充足する事案、事業実態を十分に確認しない事案など登記の形骸化が問題視されている。現行の法人登記制度について、こうした問題を是正するために、実態審査の強化や要件の厳格化を検討しているのか示されたい。また、法人登記後の事業の実態を確保するために、事業継続状況の定期報告を義務付ける制度を導入する考えはあるか示されたい。さらに、行政機関が登記後の事業活動について抜き打ちで実態調査を実施できる権限を付与し、不正を防ぐ仕組みを強化する考えはあるか示されたい。

四 「経営・管理」の在留資格を取得した外国人が公的医療保険に加入し、高額な医療サービスを受けた後に帰国するケースが問題視されている。特に、中国人富裕層の間では、日本の医療保険制度を「医療天国」として利用する動きが広がっており、医療保険財政への過度な負担が懸念される。これに対し、政府は医療目的の不正移住を防ぐためにどのような対策を講ずる予定か示されたい。また、在留資格申請時に所得証明の提出を義務付けることや、保険料の前払制度を導入し、保険料の支払能力を確認する仕組みを整備する考えはあるか示されたい。さらに、「経営・管理」の在留資格取得者のうち、高額療養費制度を利用した総人数、国籍別人数及び累計の医療費総額について、政府の把握状況を示されたい。

五 中国の「国防動員法」や「国家情報法」には、海外在住の中国人が中国政府の要請に協力する義務を負うことが規定されている。近年、日本の自治体や地域社会に対し、中国人移民が影響力を強める動きが指摘されており、中国国家安全保障が移民を通じて日本の自治体の政策に影響を及ぼそうとしているとの懸念がある。例えば、中国資本による地方の不動産買収や「経営・管理」の在留資格を利用した地域密着型の事業展開が進められているが、政府はこうした中国の影響力拡大の実態をどのように把握しているのか示されたい。また、安全保障上の観点から、自治体レベルでの外国人移民の受入れ方針に対し、国として統制を強化する考えはあるのか示されたい。

六 大阪を始めとする特区民泊では、中国系資本が運営する物件が増加しており、民泊の運営を利用して「経営・管理」の在留資格の取得する事

案が横行していると報じられている。特に、民泊事業の実態がほとんどないにもかかわらず、「経営・管理」の在留資格を取得し、実際には他の職種で就労する外国人が増えているとの指摘がある。政府は、特区民泊を利用した不正移住の実態をどのように把握しているのか示されたい。また、在留資格の不正取得を防ぐため、民泊事業の経営実態の厳格な審査や、定期的なチェックを行う仕組みの導入を検討しているか示されたい。

令和七年四月四日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員神谷宗幣君提出「経営・管理」の在留資格を悪用した外国人移住の実態に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員神谷宗幣君提出「経営・管理」の在留資格を悪用した外国人移住の実態に関する質問に対する答弁書

一について

前段のお尋ねについては、「このような不正」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「経営・管理」の在留資格をもって我が国に在留する外国人富裕層が増えており、その中には当該在留資格に係る営業の実態が確認できない事例がある旨の報道があったことは承知している。

後段のお尋ねについては、「摘発された事業」の具体的に意味するところが明らかではないため、「その件数」についてお答えすることは困難である。

二について

お尋ねの「斡旋業者に対する監視体制・取締体制」及び「不正取得に関与した斡旋業者や仲介業者への規制強化、名義貸しの禁止措置」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

三について

前段のお尋ねについては、「実態審査の強化や要件の厳格化を検討しているのか」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、法務局においては、商号、会社等に係る信用の維持を図り、かつ、取引の安全と円滑に資することを目的とする商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)その他の関係法令に基づいて、適切に商業登記及び法人登記に係る事務を行っているところである。

中段及び後段のお尋ねについては、商業登記及び法人登記の申請における審査は、登記簿のほか申請書及びその添付書面に基づいて行われ、登記官は、当該申請に同法第二十四条各号(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第三百三十条等において準用する場合を含む。)に掲げる事由がある場合を除き、その登記をすることとなるため、お尋ねの「事業継続状況の定期報告を義務付ける制度」及び「行政機関が登記後の事業活動について抜き打ちで実態調査を実施できる権限を付与し、不正を防ぐ仕組み」を商業登記及び法人登記に係る制度において導入することは考えていない。

四について

前段のお尋ねについては、「医療目的の不正

移住を防ぐため」に講ずる「対策」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、公的医療保険の被保険者の資格管理については、令和七年二月四日の衆議院予算委員会において、福岡厚生労働大臣が「入国目的を偽って在留資格を取得し日本の医療保険制度に加入することは、被保険者の支え合いで成り立っている医療保険制度の信頼を損なうものでございまして、医療保険における適正な資格管理が大変重要だと考えております。そのような観点から、外国人の方の被保険者については、平成三十年一月から、厚生労働省と法務省が連携し、在留資格の本来活動を行っていない活動があると判断される場合には、保険者である市町村から出入国在留管理局に通知する取組を実施しておりまして、引き続き適正な資格管理を行いたいと考えております。」と答弁したとおりである。

中段のお尋ねについては、「在留資格申請時に所得証明の提出を義務付けることや、保険料の前払制度を導入し、保険料の支払能力を確認する仕組み」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、出入国在留管理庁においては、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第七条の二第一項に規定する在留資格認定証明書の交付申請等に係る審査に際して、当該申請に係る申請書にある申請人の報酬額の記載を確認するとともに、必要に応じて、報酬額を証する文書を提出させることとしている。

後段のお尋ねについては、政府としては把握していない。

五について

前段のお尋ねについては、御指摘の「国防動

員法」及び「国家情報法」は他国の法律であり、また、「こうした中国の影響力拡大の実態」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

後段のお尋ねについては、「安全保障上の観点から、自治体レベルでの外国人移民の受入れ方針に対し、国として統制を強化する」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

六について

前段のお尋ねについては、「中国系資本が運営する物件」、「民泊事業の実態がほとんどない」及び「特区民泊を利用した不正移住の実態」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「経営・管理」の在留資格をもって「民泊事業」を経営する者が存在することは承知している。

後段のお尋ねについては、御指摘の「民泊事業の経営実態の厳格な審査や、定期的なチェックを行う仕組み」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第三項に規定する住宅宿泊事業については、同法に基づき、都道府県知事等が事業者の事業の適正な運営を確保するための監督を行っており、また、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十三条第一項に規定する国家戦略特別区域外人滞在施設経営事業については、同法に基づき、都道府県知事等が当該事業の実施状況についての監督を行っているものと承知している。

デジタル・ポジティブ・アクションに関する
質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年三月二十五日

神谷 宗幣

参議院議長 関口 昌一殿

デジタル・ポジティブ・アクションに関する
質問主意書

政府は、インターネットやSNS利用者のICTリテラシー向上を目的として、プラットフォーム事業者、通信事業者、IT関連企業、関連団体と連携し、「DIGITAL POSITIVE ACTION」（以下「本件アクション」という。）を開始した。SNSを含む情報通信メディアの利用者が、偽情報や誤情報、フェイク動画、詐欺広告などを見分ける力を養うとともに、誹謗中傷や個人情報流出等を防ぐことは、今日の重要な課題である。

実際に、SNS上では誤情報やフェイク動画等が拡散され、不当な誹謗中傷が繰り返される例も見受けられる。また、新聞、雑誌、テレビ等の既存メディアにおいても、誤情報が発信され、世論形成に影響を及ぼすことがある。例えば、いわゆる慰安婦に関する誤った歴史認識が広まり、日本の名誉が損なわれた。このような事例を踏まえ、情報発信者はその影響力と責任を強く認識し、正確で公正な報道を徹底すべきである。

一方、誤情報等への対策という名目で、プラットフォーム事業者による削除措置が恣意的に運用される懸念がある。政府は、いわゆる情報流通プラットフォーム対処法（特定電気通信による情報

の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律）の施行に伴い、二〇二五年三月十一日、違法・権利侵害情報の削除に関するガイドライン（特定電気通信による情報の流出によって発生する権利侵害等への対処に関する法律における大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン）。以下「本ガイドライン」という。）を定めた。しかし、本ガイドラインでは、削除基準の透明性及び適正な異議申立手続が不十分と指摘されている。現状では、削除するか否かの判断が事業者の裁量に委ねられているため、言論の自由が制約される懸念や誹謗中傷の被害が止まらないおそれがある。政府は本ガイドラインの運用状況を検証し、削除基準の透明性向上や異議申立手続の整備を進めるべきである。

誤情報等への対策は、「報道の自由」や「言論の自由」の確保が前提である。規制や操作により情報が偏向し、発信者が自由な発信を控える事態を招いてはならない。特に、削除基準が不透明だと自己検閲を助長し、自由な議論が制約されるおそれがある。また、誤情報等が疑われる場合には、迅速に反対意見の表明や健全な批判がなされ、幅広い見解や議論を通じて利用者がその真偽を判断できる環境を整える必要がある。

この点、SNS上では多様な意見や見解が発信される一方で、既存メディアでは取り上げる情報が限られる傾向がある。また、「報道しない自由」に基づく意図的な情報の取捨選択が、偏向報道や印象操作につながる危険性も指摘されている。こうした状況を防ぐためには、既存メディアの透明性を確保することが必要である。これは「報道の自由」や「言論の自由」とともに、国民の「知る権利」を守るために不可欠である。

本件アクションにはT i k T o k J a p a n

も参加しているが、T i k T o k は中国企業が運営しているSNSであり、米国などで情報漏洩や情報操作の懸念が指摘されている。このため、参加企業の選定基準やリスク管理が問われる。また、中国国際電台によれば、二〇二四年十二月に開催された「第二回日中ハイレベル人的・文化交流対話」において、「メディアやシンクタンクの交流と協力を強化し、（中略）世論環境の改善に注力する」との共通認識（以下「日中間の共通認識」という。）が示されたという。一方、政府の見解によれば、同対話において日中間で合意文書は作成されず、双方が独自に発表を行ったため、発表内容に差異があるとしている。しかし、日本側は同対話の詳細を公表しておらず、発表内容の違いや経緯が不透明である。そのため、本件アクションの背景について憶測が広がり、SNS上では日中の密約に基づくとの懸念も指摘されている。

本件アクションと日中間の共通認識の関連について、政府の明確な説明が求められる。情報発信の自由と国民の知る権利は不可分であり、政府が国民に対して適切な説明を行わなければ、情報統制の疑念を招くおそれがある。特に、本件アクションの背景や目的が不透明なままでは、国民がその意義を正しく理解し、判断することは困難であるため、政府は透明性を確保し、詳細な情報公開に努めるべきである。特に、参加企業の選定基準やガバナンスについて、国民に具体的な説明を行う必要がある。

以上を踏まえて質問する。
一 本件アクションの目的と今後の具体的な進め方について、政府はどのように報告や評価を行うのか示されたい。また、発表の時期や形式を明らかにされたい。

二 SNSは、国民の情報収集や言論活動において重要な役割を担っている。本件アクションにより、政府はSNS運営にどのように関与するのか。また、政府の関与が過度な規制や言論統制につながらないよう、どのような仕組みを講ずるのか示されたい。

三 本件アクションの議論や施策について、政府はどのように国民に情報共有を行うのか示されたい。

四 本件アクションにはTikTok Japanが参加しているが、情報操作や情報漏洩のリスクについて、政府はどのように評価しているのか。また、第二回日中ハイレベル人的・文化交流対話において、中国側が発表した「メディアやシンクタンクの交流と協力」の方針と本件アクションは無関係であるのか示されたい。

五 プラットフォーム事業者の削除措置について、本ガイドラインでは削除基準の透明性が十分に確保されていないとの指摘がある。政府は、削除基準の恣意的な運用を防ぐために、本ガイドラインの運用状況をどのように検証するのか示されたい。

六 既存メディアの「報道しない自由」により、特定の情報が意図的に取捨選択されることが偏向報道や印象操作につながるとの指摘がある。政府は、メディアにおける情報の透明性をどのように確保するのか示されたい。

七 本件アクションに参加する企業の選定基準やガバナンスの方針について、政府はどのように決定しているのか示されたい。また、参加企業に対して情報の扱いや運営方針についてどのような責任を求めるのか示されたい。

令和七年四月四日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員神谷宗幣君提出デジタル・ポジティブ・アクションに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員神谷宗幣君提出デジタル・ポジティブ・アクションに関する質問に対する答弁書

一及び三について

お尋ねの「報告」、「発表の時期や形式」及び「議論や施策」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「DIGITAL POSITIVE ACTION」(以下「本件プロジェクト」という。)は、その趣旨に賛同するSNS等を提供する事業者等の企業等が自主的に総務省と協力して国民のICTリテラシーの向上を目的とする周知啓発等を行う取組である。本件プロジェクトについて、政府として評価を行うものではないと考えており、また、本件プロジェクトの目的及び取組内容については、令和七年一月に、本件プロジェクトのウェブサイトを通じて公表したところであり、今後も随時公表することとしている。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、仮に政府がSNS等を提供する事業者等の事業の企画及び実施に関与することについてのお尋ねであれば、本件プロジェクトは、一及び三について述べたとおりの取組であることから、当該事業者等の事業の企画及び実施に政府が関与するものではなく、また、当該関与を前提と

したお尋ねについてお答えすることは困難である。

四について

前段のお尋ねについては、お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、「情報操作」のリスクに対する「評価」についてのお尋ねについては、その具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。また、「情報漏洩」のリスクに対する「評価」についてのお尋ねについては、本件プロジェクトは、一及び三について述べたとおりの取組であることから、一般的には、一及び三について述べた企業等が本件プロジェクトに参加することにより政府が保有する機微な情報が流出することは想定されない。

後段のお尋ねについては、本件プロジェクトは、お尋ねの「第二回日中ハイレベル人的・文化交流対話」において、中国側が発表した「メディアやシンクタンクの交流と協力」の方針とは無関係である。

五について

御指摘の「削除基準」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「特定電気通信による情報の流出によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」における大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン(令和七年三月十一日総務省制定)は、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(平成十三年法律第三十七号。以下「法」という。)の規定について解釈の明確化を図るものであって、大規模特定電気通信役務提供者(法第二条第十四号に規定する大規模特定電気通信役務提供者をい

う。以下同じ。)が自主的に策定する法第二十六条の送信防止措置(法第九条第九号に規定する送信防止措置をいう。)の実施に関する基準の運用について定めるものではない。いずれにせよ、同ガイドラインは、「大規模特定電気通信役務提供者による円滑な義務の履行を確保」するためのものであり、政府として、大規模特定電気通信役務提供者による法に規定する義務の履行状況を確認していくものと考えている。

六について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、一般論としては、個々の報道機関における報道活動は、当該報道機関の責任の下で行われるべきものであり、取材活動に基づいて得た様々な情報を報道するかどうかの判断についても同様であると考えている。

七について

前段のお尋ねについては、本件プロジェクトは、一及び三について述べたとおりの取組であり、お尋ねの「選定基準」は定めておらず、また、お尋ねの「ガバナンスの方針」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、本件プロジェクトの取組の方針は、政府において決定しているものではない。

後段のお尋ねについては、その趣旨が必ずしも明らかではないが、本件プロジェクトは、一及び三について述べたとおりの取組であることから、本件プロジェクトにおける取組の実施に際して入手した情報の取扱いや取組の方針に係るお尋ねの「参加企業」の責任について政府として定めるものではない。

選択的夫婦別姓が家族の一体性を損なうという主張に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年三月二十八日

参議院議長 関口 昌一殿

石垣のりこ

選択的夫婦別姓が家族の一体性を損なうという主張に関する質問主意書

石破茂内閣総理大臣は、令和七年三月二十一日の参議院予算委員会における打越さく良議員の選択的夫婦別姓に関する質問に対し、「それが家族の一体性を損なう、あるいは子供の権利はどうなるのだという根強い御意見があることも、これはまた事実として認めていかねばならないことでございます」と答弁した。

この答弁について以下質問する。

一 夫婦で姓が異なると家族の一体性が損なわれる場合があるとの主張について、そのような場合があるのか否かを明示した上で、当該主張に対する政府の見解を明らかにされたい。

二 現行制度においても、夫婦、親子で姓が異なる場合がある。夫婦又は親子で姓が異なるのはどのような場合か全て示されたい。また、それぞれの数も明らかにされたい。

三 現行制度では、離婚した親が前配偶者との間の子を連れて再婚する際、その子は、実親の再婚相手と養子縁組をすると、姓の変更をしなければならぬ場合がある。その子が、出生時から姓を変更することに抵抗があっても、現行制度では変更を余儀なくされることがある。これは子の権利を損なっていると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

四 現行制度においても、夫婦、親子で姓が異なる

る家族がいるが、そのような家族は家族の一体性が損なわれていると政府は考えているのか、見解を明らかにされたい。

五 別姓になると家族の一体性が損なわれると主張することは、夫婦や親子で姓が異なる家族を侮辱し、尊厳を損なう行為だと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

令和七年四月八日

内閣総理大臣 石破 茂
参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員石垣のりこ君提出選択的夫婦別姓が家族の一体性を損なうという主張に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出選択的夫婦別姓が家族の一体性を損なうという主張に関する質問に対する答弁書

一、四及び五について

選択的夫婦別氏制度の導入については、御指摘のような「夫婦で姓が異なると家族の一体性が損なわれる場合があるとの主張」がある一方で、「家族の一体性」は、氏の同一によって保たれるものではないとの意見もあるなど、国民の間にも様々な意見があるものと承知しており、また、「夫婦で姓が異なると家族の一体性が損なわれる」かどうかを客観的に判断することは困難であることから、いずれのお尋ねについても、一概にお答えすることは困難である。

二について

前段のお尋ねについては、お尋ねの「夫婦」及び「親子」の意味するところが必ずしも明らかではなく、網羅的にお答えすることは困難であるが、婚姻関係にある夫婦間や親と未婚の実子と

の間で氏が異なる場合として、例えば、日本人が外国人と婚姻した上で戸籍法昭和二十二年法律第二百二十四号「第百七条第二項の規定による氏の変更をしない場合、子の父母が婚姻していない場合、父母が離婚してその一方が婚姻前の氏に復した場合、子が普通養子縁組により養子となった場合などがあるものと承知している。

後段のお尋ねについては、それらの数は把握していない。

三について

御指摘の「子の権利」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、民法「明治二十九年法律第八十九号」第八百十条本文は、養子は、養親の氏を称する旨を定めており、縁組により子の氏が改められる場合があるところ、平成二十七年十二月十六日最高裁判所大法廷判決は、「氏に、名とは切り離された存在として社会の構成要素である家族の呼称としての意義があることからすれば、氏が、親子関係など一定の身分関係を反映し、婚姻を含めた身分関係の変動に伴って改められることがあり得ることは、その性質上予定されている」と判示しているものと承知している。

東京都が委託団体からの国庫補助金の一部「返還」を「納入」と表現していること等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年三月二十八日

参議院議長 関口 昌一殿

浜田 聡

東京都が委託団体からの国庫補助金の一部「返還」を「納入」と表現していること等に関する質問主意書

若年被害女性等支援事業の補助事業者である東京都が、東京都民である水原清晃氏（以下、通称名の「暇空茜氏」という。）から住民訴訟を起こされ、現在、国庫補助金を含めた公金の使途について係争中である。当該住民訴訟は公金の使途という多くの国民が高く関心を寄せる案件であることから、暇空茜氏は被告である東京都から提出された書類や主張書面等を適宜開示している。そのうち、令和六年十二月九日に暇空茜氏のSNSにおいて開示された書類には、住民訴訟で争われている若年被害女性等支援事業の委託を東京都から受けた複数の団体が東京都に対してそれぞれ自主的に委託費の一部を納入したとの記載があった。事実確認のため、私の事務所から東京都へ確認を求めたところ、下記の回答があった。

1 自主的な納入に至った経緯

委託団体から委託費で購入した備品の未償却残高の納入の申出があったため、納入についての覚書を委託団体と都で交わした後、未償却残高を東京都で算出し、それぞれの団体の未償却残高を納入することとなった。

2 納入の申出を受けた団体名、申出日、納入の申出を受けた後に東京都が各委託団体に示した納入額

一般社団法人Colabo 申出日／令和六年十月十六日、納入額／六十五万三千七百五十二円

特定非営利活動法人bondプロジェクト 申出日／令和六年九月十九日、納入額／九十七万五千七百四十九円

特定非営利活動法人はつぷず 申出日／令和六年九月二十四日、納入額／七十五万四千五百八十円

一般社団法人若草プロジェクト 申出日／令和六年十月九日、納入額／四十一万三千九百三十七円

私の事務所に対する東京都の回答によれば、当該納入額については国へ納入する予定であり、当該納入は補助金適正化法上及び交付要綱等の返還義務に基づく返還ではないため、厚生労働省へ報告の義務はなく、東京都が自主的に「納入」と主張している。また、委託団体から受けた納入は飽くまでも委託費の「返還」ではなく、「納入」であると主張している（以下「東京都の説明」という）。この「納入額」の取扱いについて、以下質問する。

一 補助金適正化法上の補助事業者が当該補助事業の委託団体から委託費の一部の納入を受けることは、どのような法律行為に当たるか示されたい。

二 補助金適正化法上の補助事業者が一度交付要綱に基づいて当該国庫補助金を受けた後、その一部について、交付要綱に基づく返還ではなく、法令にも交付要綱にも何ら定めのない自主的な納入を行うことは、どのような法律行為に当たるか示されたい。

三 前記二について、補助事業者から補助金の一部を自主的に納入するとの申出があった場合、当該納入について国は納入を受け入れるか示されたい。また、受け入れられる場合、当該納入額は納入後どのように取り扱われるか、根拠と併せて示されたい。

四 前記二について、これまで補助事業者から、

返還の義務がないにもかかわらず自主的に補助金の一部が納入された事例はあるか。ある場合は、当該納入額、時期及びその概要を全て示されたい。

五 東京都の説明では、若年被害女性等支援事業の委託団体のうち、未償却残高の納入を申し出ていない団体については、納入を求めないとの説明があった。前記二について、何らかの法律行為に該当する場合、同じ条件下の補助事業に対する委託において、委託契約終了後、購入備品の未償却残高を納入する団体と納入しない団体が存在することは問題があると考えるが、政府の見解を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となつても私としては差し支えない。右質問する。

令和七年四月八日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員浜田聡君提出東京都が委託団体から国庫補助金の一部「返還」を「納入」と表現していること等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出東京都が委託団体からの国庫補助金の一部「返還」を「納入」と表現していること等に関する質問に対する答弁書

御指摘の「納入」の意味するところが必ずしも

明らかではないが、一般に、受託者から委託者に対し委託費の一部を返還する場合には、当該返還は、例えば当該委託契約等に基づく行為であることが考えられ、これは当該委託者が御指摘の「補助金適正化法上の補助事業者」に当たる場合であっても同様と考えられるところ、「どのような法律行為に当たるか」とのお尋ねについては、事案に即して個別具体的に判断されるものと考えられる。

二について

御指摘の「法令にも交付要綱にも何ら定めのない自主的な納入」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号。以下「補助金適正化法」という。）の規定等の適用のない場合において、補助事業者等から各省各庁の長に対し補助金等の一部に相当する金額を返還する場合には、当該返還は、例えば私法上の契約に基づく行為であることが考えられるところ、「どのような法律行為に当たるか」とのお尋ねについては、事案に即して個別具体的に判断されるものと考えられる。

三について

御指摘の「補助事業者から補助金の一部を自主的に納入する」の意味するところが必ずしも明らかではないが、仮に補助金適正化法の規定等の適用のない場合において、補助事業者等から各省各庁の長に対し補助金等の一部に相当する金額を返還する旨の申出があった場合に、当該返還を受け入れるかどうかについては、事案に即して個別具体的に判断すべきものと考えている。また、お尋ねの「どのように取り扱われ

るか」については、その意味するところが必ずしも明らかではないが、一般に、国が補助事業者等から補助金等の一部に相当する金額の返還を受ける場合には、会計法令に基づき適切に処理されることとなる。

四について

御指摘の「補助事業者から、返還の義務がないにもかかわらず自主的に補助金の一部が納入された」の意味するところが必ずしも明らかではないが、補助金適正化法の規定等の適用のない場合において、補助事業者等から各省各庁の長に対し補助金等の一部に相当する金額を返還する場合に、その概要等について報告を受ける仕組みを有していないため、当該場合に関する事例等についてお答えすることは困難である。

五について

政府としては、御指摘のような「東京都の説明では、若年被害女性等支援事業の委託団体のうち、未償却残高の納入を申し出ていない団体については、納入を求めないとの説明があった」との事実があるとは承知していないが、御指摘の「補助事業に対する委託において、委託契約終了後、購入備品の未償却残高を納入することについて、補助金適正化法においてはその取扱いに関する規定は設けられておらず、当該行為をどのように取り扱うかについては、当該行為の相手方となる補助事業者等において、個別具体的な事案に応じて判断されるものであることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

第二回日中ハイレベル人的・文化交流対話において言論空間における政府による言論規制を取り決めたとの指摘に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和七年三月二十八日

参議院議長 関口 昌一殿

浜田 聡

第二回日中ハイレベル人的・文化交流対話において言論空間における政府による言論規制を取り決めたとの指摘に関する質問主意書

令和六年十二月二十五日、岩屋毅外務大臣(日本側議長)及びあべ俊子文部科学大臣は、訪問先の中国において、王毅外交部長(中国側議長、孫業礼文化旅游部長等と第二回日中ハイレベル人的・文化交流対話を実施した。当該対話について、外務省はホームページで概要を公表しており、中国側も「中日高級別人文交流磋商達成十項共識(中国語(簡体字)は日本の漢字で記載。以下同じ。)として公表している。当該対話について、以下質問する。

一 当該対話の内容について、外務省ホームページで公表されている概要は中国と合意したものか。合意したものとそうでないものを全て示さしたい。

二 当該対話に係る中国側の公表では、タイトルに「共識」という言葉が用いられている。「共識」とは、九二共識で知られるとおり、「合意を意味するものとの指摘がある。この指摘に対する政府の見解を示されたい。また、当該対話において合意されていない内容について、中国側が

合意したものととして公表しているのであれば、訂正を求めるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

三 当該対話に係る中国側の公表内容のうち、特に「七是加強媒体、智库交流合作、在双边關係中發揮積極作用、着力改善民意和輿論環境。支持双方開展新媒体交流合作、鼓勵兩國正能量網絡創作者相互交流」、すなわち「メディアとシンクタンクの交流・協力を強化し、両国關係において積極的な役割を果たし、世論と世論環境の改善に努める。双方はニューメディアの交流と協力を支援し、両国の積極的なインターネットクリエイターの交流を奨励する。」と和訳される箇所が問題であるとの指摘が多くみられる。具体的には、「正能量」が「インターネット上の言論空間において政府が良い悪いを判断すること」という意味であり問題である旨指摘されている。仮に「共識」の意味が「合意」ではなく「共識認識」であつたとしても大きな問題であると考ええる。

1 政府は、インターネット上のみならず全ての言論空間において、政府が良し悪しを判断し、政府にとって都合の良い情報を奨励し、都合の悪い情報を規制する考えがあるのか。政府の見解を示されたい。

2 民主主義における世論や言論空間の在り方について、政府の見解を示されたい。
質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となつても私としては差し支えない。
右質問する。

令和七年四月八日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員浜田聡君提出第二回日中ハイレベル人的・文化交流対話において言論空間における政府による言論規制を取り決めたとの指摘に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出第二回日中ハイレベル人的・文化交流対話において言論空間における政府による言論規制を取り決めたとの指摘に関する質問に対する答弁書

一について

第二回日中ハイレベル人的・文化交流対話においては、日中両国間で合意した文書を作成しておらず、その上で、同対話の結果については、日中双方が対話のやり取りを踏まえて発表する形をとっている。その意味において、お尋ねの「外務省ホームページで公表されている概要は、日中両国間で合意したものではない。

二について

前段でお尋ねの「共識」という語については、中国側が使用したものであることに加え、文脈によつてその意味することが異なり得るため、ニュアンスも含め、正確な訳出は困難であるが、例えば、小学館中日辞典(第三版)によれば、「共同の認識」といった意味があるものとされていると承知している。また、後段のお尋ねについては、お尋ねの「中国側が合意したものとして公表しているのであれば」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一について述べたとおり、第二回日中ハイレベル人的・文化交流対話においては、日中両国間で合意した文書を作成しておらず、同対話の結果について、日中双方が対話のやり取りを踏まえて発表する形をとっているところ、お尋ねの「言論空間において、政府が良し悪しを判断し、政府にとって都合の良い情報を奨励し、都合の悪い情報を規制する」及び「民主主義における世論や言論空間の在り方」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、仮に、お尋ねが言論の自由に関する政府の見解を問うものであれば、一般論として、言論の自由を含む表現の自由は、民主主義国家の政治的基盤を成し、国民の基本的人権のうちでも取り分け重要なものであるところ、これを尊重することは当然のことであると考えている。

果について、日中双方が対話のやり取りを踏まえて発表する形をとっており、日中双方が発表する内容の間には差異があると承知している。

三について

一について述べたとおり、第二回日中ハイレベル人的・文化交流対話においては、日中両国間で合意した文書を作成しておらず、同対話の結果について、日中双方が対話のやり取りを踏まえて発表する形をとっているところ、お尋ねの「言論空間において、政府が良し悪しを判断し、政府にとって都合の良い情報を奨励し、都合の悪い情報を規制する」及び「民主主義における世論や言論空間の在り方」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、仮に、お尋ねが言論の自由に関する政府の見解を問うものであれば、一般論として、言論の自由を含む表現の自由は、民主主義国家の政治的基盤を成し、国民の基本的人権のうちでも取り分け重要なものであるところ、これを尊重することは当然のことであると考えている。

混合診療の解禁に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和七年三月二十八日

参議院議長 関口 昌一殿

浜田 聡

混合診療の解禁に関する質問主意書

我が国の医療保険制度上、混合診療については、法律上禁止する明文規定はないが、健康保険法第八十六条の反対解釈により事実上禁止されていると解されている。しかしながら、ドラッグラ

グ(海外で承認されている薬が日本で承認されて使用できるようになるまでの時間差)等の課題を背景として、先進医療など一部は保険外併用療養として認められている状況にある。

一方で、混合診療の解禁に対する懸念として安全性・有効性の確保が挙げられているが、現行の保険診療において、安全性・有効性が十分に確保されていない医療が含まれている実態がある。そのため、混合診療の解禁を進めることが医療アクセスの改善につながるとの観点から、以下質問する。

一 混合診療については、法律上明示的な禁止規定はないが、健康保険法第八十六条の反対解釈により禁止されていると解されている。混合診療の禁止に係る法的根拠及びその解釈を具体的に示されたい。

二 保険診療と先進医療などの保険外診療との併用は一部認められているが、その範囲が限定的であることから、医療アクセスの悪化を招いている。

1 現在認められている保険外併用療養について、全て示されたい。

2 前記1の対象範囲を拡大する等、混合診療を解禁することで、より多くの患者が必要な医療を受けられるようにすべきと考えるが、政府の見解を理由と併せて示されたい。

三 混合診療の解禁の懸念点の一つであり、禁止の根拠となっている「安全性・有効性の確保」について質問する。

1 混合診療の禁止の根拠の一つに、安全性・有効性の確保が挙げられていると思料するが、政府の見解と相違はないか。

2 保険診療の中にも安全性・有効性が十分に確保されていない医療が含まれているとの指

摘があるが、この指摘について政府の見解を示されたい。

3 現在の保険診療において安全性又は有効性が十分に確保されていない医療であると政府が認識しているものがあれば、当該医療をその理由と併せて全て示されたい。

4 保険外診療において、安全性・有効性が確保されていない医療を示されたい。また、安全性・有効性が確保されていないにもかかわらず、当該医療行為が認められている根拠を示されたい。

5 安全性・有効性が確保されていない医療については、混合診療を認めた上で、保険診療から段階的に除外していくべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

四 混合診療の解禁の懸念点の一つであり、禁止の根拠となっている「医療の質や公平性が損なわれること」について質問する。

1 混合診療の禁止の根拠の一つに、医療の質や公平性が損なわれることが挙げられていると思料するが、政府の見解と相違はないか。

2 前記四の1について、実際にそのような問題が生じる具体的な事例や統計調査資料はあるか。ある場合は、全て示されたい。また、適切な規制を設けることで、これらの懸念を解消できる可能性があると思料するが、政府の見解を示されたい。

五 公定価格の枠内において、医師の指名料などの増収余地を持たせるべきではないか。このような制度改正により、医療機関の経営基盤を強化し、より質の高い医療の提供を促進することが可能となると考えられるが、政府の見解を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官

僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となつても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年四月八日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員浜田聡君提出混合診療の解禁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出混合診療の解禁に関する質問に対する答弁書

一、三の1及び四の1について

我が国の医療保険制度においては、一連の診療の過程において、御指摘の混合診療といわれる保険診療と保険外診療を併用することを原則として認めていないが、これは、保険診療を受ける患者の自己負担が不当に増大することを防ぐとともに、保険診療の過程において安全性、有効性等が確立していない医療が併用されることを防ぐ趣旨であり、お尋ねの「法的根拠」については、健康保険法(大正十一年法律第七十号。以下「健保法」という。)において、被保険者が支払うこととされている額は健保法第七十四条等において定める額に限られているほか、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十三年厚生省令第十五号。以下「療担規則」という。)第五条等により、健保法第七十四条に定める一部負担金等を超える費用の徴収を原則として禁ずるとともに、療担規則第十八条により、特殊な療法又は新しい療法等を禁止し、さらに、療担規則第十九条により、使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十

号)別表に収載されている医薬品以外の薬物の使用等を原則として禁止していることによるものである。

二の1について

お尋ねの「現在認められている保険外併用療養」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、保険外併用療養費(健保法第八十六条に規定する保険外併用療養費をいう。以下同じ。)の制度として「認められている」としては、健保法第六十三条第二項第三号に規定する評価療養、同項第四号に規定する患者申出療養及び同項第五号に規定する選定療養があるところであり、具体的には、例えば、厚生労働省ホームページの「保険外併用療養費制度について」において、「評価療養」として「先進医療」、「医薬品、医療機器、再生医療等製品の治療に係る診療」、「薬事承認後で保険収載前の医薬品、医療機器、再生医療等製品の使用」、「薬価基準収載医薬品の適応外使用(用法・用量・効能・効果の一部変更の承認申請がなされたものの)」、「保険適用医療機器、再生医療等製品の適応外使用(使用目的・効能・効果等の一部変更の承認申請がなされたもの)及び「プログラム医療機器の使用(薬事の第一段階承認後のもの、チャレンジ申請で再評価を目指すもの)」、「患者申出療養」並びに「選定療養」として「特別の療養環境(差額ベッド)」、「予約診療」、「時間外診療」、「大病院の初診」、「大病院の再診」、「百八十日以上以上の入院」、「制限回数を超える医療行為」、「歯科の金合金等」、「金属床総義歯」、「小児う蝕の指導管理」、「水晶体再建に使用する多焦点眼内レンズ」、「保険適用期間終了後のプログラム医療機器」、「間歇スキャン式持続血糖測定器」、「精子の凍結及び融解」及び「長期収載品」と示しているところである。

二の2について 御指摘の「前記1の対象範囲を拡大する等、混合診療を解禁すること」の意味するところが必ずしも明らかではないが、個別の医療行為等を保険外併用療養費の制度の支給対象に追加することについては、中央社会保険医療協議会における有効性、安全性等についての評価等を踏まえ、適切に対応することとしている。 三の2及び3について 我が国の医療保険制度においては、中央社会保険医療協議会において、個別の医療行為等の安全性、有効性等について科学的な根拠に基づく評価を行い、当該安全性、有効性等が確立した治療を保険診療の対象としているところ、お尋ねの「安全性」や「有効性」が「十分に確保されていない医療」の具体的に意味するところが明らかではなく、また、御指摘の「指摘」について承知していないことから、お尋ねについてお答えすることは困難である。 三の4について 御指摘の「保険外診療」の個別の「医療行為」については、必ずしも「安全性・有効性が確保されて」いるか否かについて確認をするものではないため、お尋ねの「確保されていない医療」についてお答えすることは困難であるが、いずれにかかわらず、「保険外診療」であるか保険診療であるかは、患者の治療に関し高度な専門性を有する医師において、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）等を遵守しつつ、行われるものであると考えている。 三の5について お尋ねの「安全性・有効性が確保されていない医療については、混合診療を認めた上で、保	
険診療から段階的に除外していく」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。 四の2の前提について 御指摘の「混合診療」は原則として認めていないため、これを行うことを前提としたお尋ねの「具体的な事例や統計調査資料」は有していない。なお、御指摘の「混合診療」を原則として認めることとした場合には、一、三の1及び四の1についてお答えしたとおり、保険診療を受ける患者の自己負担が不当に増大するとともに、保険診療の過程において安全性、有効性等が確立していない医療が併用される可能性があると考えている。 四の2の後段について 御指摘の「適切な規制」の意味するところが明らかではないが、いずれにせよ、我が国においては、必要かつ適切な医療は基本的に保険診療とする一方、将来的な保険適用を目指す高度な医療等については一定の要件の下、安全性、有効性等を国において確認する等により、保険外併用療養費制度において、保険診療と保険外診療との併用を認めているところである。 五について 御指摘の「公定価格の枠内」及び「医師の指名料など」の具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではないが、御指摘の「医師の指名料」については、平成二十八年一月二十九日に開催された中央社会保険医療協議会において、「診療報酬における手技料は統一的に設定されており、これを超えて特別の料金の徴収を可能とするかについては慎重な検討が必要」であること及び仮に「特別の料金の徴収」を「可能とした場合であっても、医療提供側と患者側の情報との間の	
非対称性がある中で、指名に係る特別の料金の設定方法に適正な指標を設定することができるとも含まれた検討が必要」であることが確認されているところであり、引き続き、慎重な検討が必要であると考えている。	

